

令和3年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和3年6月22日(火)

閉会 令和3年6月22日(火)

仁木町議会

令和3年第2回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日 時 令和3年6月22日（火曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 一般質問 交通安全対策について（佐藤秀教議員）
街路灯の維持費格差の解消を（木村章生議員）
災害に強いまちづくりを（野崎明廣議員）
防災・減災への取組は（門脇吉春議員）
町の財政基盤の確保について（磨 直之議員）
まち全体で子育てを（上村智恵子議員）
日程第8 議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第2号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第3号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第4号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第13 議案第6号 仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第8号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第10号 仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第7号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第17 議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第18 議案第11号 仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第19 議案第12号 仁木町道路線の認定について（第3稲園線）
日程第20 発委第1号 仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定
日程第21 発委第2号 仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定
日程第22 選挙第1号 仁木町選挙管理委員の選挙
日程第23 選挙第2号 仁木町選挙管理委員補充員の選挙
日程第24 意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第25 意見案第5号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書
日程第26 委員会の閉会中の継続審査
日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

令和3年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 3年 6月22日（火） 午前 9時30分
 閉 会 令和 3年 6月22日（火） 午後 4時27分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	菊 地 健 文
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和3年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・嶋田議員及び6番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月8日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案12件、発委2件、選挙2件、意見書2件の計19件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、6名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、省略いたします。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の一般質問につきましては、通告順に従って、佐藤議員1件、木村議員1件、野崎議員1件、門脇議員1件、鷹議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第15の条例改正については4件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19の道路認定については、提案説明後、会議を休憩に移し現地確認の上、即決審議でお願いいたします。日程第20から第21の発委については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22から第23の選挙については、指名推選で行います。日程第21・発委第2号終了後、会議を休憩に移し、別室にて協議いたします。日程第24から第25の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第26・委員会の閉会中の継続審査、日程第27・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和3年第2回仁木町議会定例会招集日は本日6月22日火曜日、

会期は開会が6月22日火曜日、閉会が6月23日水曜日の2日間といたします。

次にその他の事項です。(1)新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。議案に記載のとおり、6月20日をもって北海道に対する緊急事態宣言が解除されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインをフェーズ3に引下げます。次に、(2)当面する行事予定はお手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月22日から6月23日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月22日から6月23日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長から行政報告の申し出がりましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

報告第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和3年第2回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましてはご多用にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

そして先ほど議会開会前に執り行われました表彰状伝達式におきまして、自治功労者として表彰された横関議長には、改めてお祝いを申し上げる次第であります。

それでは早速、報告第1号の提案説明をさせていただきます。報告第1号、令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和2年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）それでは、報告第1号、令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないと規定されております。令和2年度の繰越明許費につきましては、令和2年度内に支出を終わらなかつたため、予算の定めるところにより令和3年度に繰越したものでございます。

次のページをお開き願います。令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書一般会計でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、高度無線環境整備推進事業、金額は1億2407万1000円、翌年度繰越額も同額の1億2407万1000円、財源内訳はすべて国・道支出金でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額は2167万円、翌年度繰越額も同額の2167万円、財源内訳は、国・道支出金1775万9000円、その他1万4000円、一般財源389万7000円でございます。2事業の合計金額は1億4574万1000円、翌年度繰越額も同額の1億4574万1000円、財源内訳は、国・道支出金1億4183万円、その他1万4000円、一般財源389万7000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。6名の方から6件の質問があります。

それでは『交通安全対策について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）おはようございます。それでは、交通安全対策について質問させていただきます。

国が作成する交通安全基本計画は、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、中央交通安全対策会議において昭和46年に第1次の交通安全基本計画が作成され、以降5年ごとに作成されています。国は本年3月29日に第11次交通安全基本計画（令和3年度～令和7年度）を作成し、高齢者及び歩行者等の交通弱者の安全確保等「人優先」の交通安全思想を基本としつつ、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことにより、交通事故のない安全で安心な社会の実現を目指しています。本町では、第6期仁木町総合計画で交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備など、安心・安全な暮らしづくりを推進しており、高齢者や歩行者等の交通弱者の安全・安心に資する生活道路等の整備など、具体的に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、今後の交通安全対策への取組について伺います。1点目、市町村の交通安全計画の作成は努力義務化されているが、本町の計画の有無は。2点目、通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の交通安全確保をどのように図っていくのか。3点目、交通安全灯・カーブミラー・警戒標識等の設置及び維持管理の方法は。4点目、道路除雪や凍結路面对策など交通安全に寄与する道路交通環境の整備をどのように実施していくのか。5点目、高齢者や歩行者等の交通弱者に配慮した生活道路等の整備をしていく考えはあるのか。以上5点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、交通安全対策について、の質問にお答えいたします。

国は、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加したため、昭和45年交通安全対策基本法を制定し、これに基づき交通安全基本計画を46年度以降10次・50年にわたり作成し、交通安全対策を強力に実施してきたところです。この間、本町でも、昭和39年に当時の大江村議会において交通安全都市宣言をし、これを受けて警察、教育をはじめ、議会や行政の各団体が構成する、村交通安全推進委員会が設立されました。昭和42年には、仁木町交通安全協会が町内に居住する車両所有者、交通関係者などにより設立され、「安全で安心な交通社会」の実現を目指した取組を実践されたところですが、平成11年には仁木町交通安全条例を制定し、交通安全対策を全町をあげての取組として推進してまいりました。

1点目の「市町村の交通安全基本計画」についてであります。国の基本計画を受けて、昭和47年度に第1次の仁木町交通安全計画策定以降、所要の見直しを行いながら計画を策定し、今年度からの第11次計画についても、現在策定中の北海道の計画を受けて策定する予定であります。

2点目の「通学路や未就学児の安全確保」について申し上げます。平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒が巻き込まれ死傷する交通事故が相次いで発生したことから、本町では、教育委員会が中心になり、総務課、建設課、北海道開発局小樽道路事務所、北海道小樽建設管理部余市出張所、余市警察署、仁木町立小中学校の関係機関による通学路安全推進会議を設置しております。同会議では、平成28年12月に「仁木町通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を策定し、基本的な考え方として、継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に通学路安全推進会議を開催し、現地調査や合同点検を実施して対策を講じるとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を図る

こととしております。なお、未就学児につきましては、未就学児のみの集団での移動は想定しておりませんので、通常の交通安全対策で対応しているところであります。

3点目の「交通安全灯、カーブミラー、警戒標識などの設置及び維持管理」につきましては、町内に交通安全灯は74灯あり、修繕の都度、順次ナトリウム灯からLED灯に交換しているところであります。カーブミラーにつきましては、58か所に設置しており、新設の要望があった場合は、道路管理者、警察などと協議し、必要な箇所に設置しております。警戒標識につきましては、186か所に設置しており、点検により劣化度を確認し、対応が必要なものから順次修繕しているところであります。

4点目の「道路除雪や凍結路面对策など交通安全に寄与する道路交通環境の整備」につきましては、降雪や吹き溜まりによる適切な除雪、交差点部の視界不良による局所的除雪、幅員の狭小による排雪及び町道仁木山の手線終点部の国道5号交差点付近への凍結防止剤の散布を実施しているところであり、引き続き同様な対応に努めてまいります。

5点目の「高齢者や歩行者等の交通弱者に配慮した生活道路等の整備」につきましては、交通弱者を含む全ての利用者が安全に通行できるよう、路肩等の草刈り、道路陥没箇所の路面補修、既設側溝蓋の破損による補修及び危険箇所への側溝蓋の設置等を実施しているところであり、引き続き同様な対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今のご答弁で、本町においても、これまでどおり交通安全計画を策定するという予定でございますけれども、これにより様々な交通事故防止に向けた取組をされていくと思っておりますけれども、この間本町における事故件数等の推移について伺います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）過去5年間の人身事故以上の事故件数でございますが、平成28年では5件で負傷者が10名、29年では2件で4名、30年は2件で4名、令和元年は2件で1名、死者が1名おります。令和2年度は2件で負傷者は2名でございます。参考までに30年前の平成3年の状況でございますが、発生件数は35件で負傷者は48名、死者数は2名ございました。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご答弁で、本町での事故件数につきましては、大きく減少しているということで、30年前と比べると、かなりの部分で減少しているということが理解出来ました。これもいろんな事故防止対策等を積極的に取り組んだ結果であると思えます。

次に、交通安全実施計画の策定について伺いますが、交通安全計画に基づいて様々な交通安全対策に取り組むことになると思いますがけれども、この前提として、交通安全実施計画を作成されるのか。この実施計画についても、努力義務ということになっておりますけれども、本町での作成の有無と、今年度の重点的な取組について伺いたいと思えます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）法律に規定しております交通安全実施計画の作成はございませんが、総合計画の中で交通安全対策について項目を設けて計画しており、その具体の取組につきましても総合計画の実施計画に掲載しているところでございます。実施計画におきましては、交通安全協会や交通安全推進委員会の

活動補助事業、チャイルドシート購入助成事業、交通安全灯などの交通安全施設管理事業、町道の区画線整備工事事業などを計画しております。

交通安全協会の活動は、町内の交通安全運転者実践者や功労者の表彰を通じて交通安全意識の高揚に資する取組、交通安全推進委員会は、交通安全指導員の街頭指導や、幼児・小中学生向けへの交通安全教室、会員組織による国道での旗の波運動の他、新入学生へは交通安全ランドセルカバー、65歳になられた方へは夜光反射材リストバンドの贈呈などの事業を行っております。今年度におきましてもこれらの啓発を中心に活動を継続して取り組んでいくこととしております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）実施計画はしないということで、総合計画に沿って様々な取組を展開していきたいということでございますので、ぜひ、積極的な取組を行ってほしいと思います。

そこで、今の部分に関連するんですが、事故防止対策上のカーブミラーの設置について伺いますが、ご承知のとおり、カーブミラーは、見通しの悪いカーブや交差点等において、非常に有効な交通安全対策の一つであると思っておりますけれども、冬期間、町道等から国道に出る際、視界が非常に悪く危険な状況になります。国の第11次交通安全基本計画では、集中的な除雪作業を具体的な対策として挙げております。そこで、これまで開発局と町はどのようなコンセンサスを図っているのか、また、この危険を回避するために行いたいということで、仁木の中学校通りの町民の方から国道との交差点に、カーブミラーを設置していただけないかというお話もあります。ここは通学路でもあって、生徒が冬期間非常に狭い道路を歩くということで、非常に危険な状況にもありますけれども、それらをいろいろ勘案した中で、現地精査の上、検討していただけないでしょうか。他にもそういうところがあると思うんですが、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）開発局とのコンセンサスという部分のご質問についてであります。こちらにつきましては町民の方から見えづらいくつあるかの苦情をいただいた場合ですとか、あとは町の方でパトロールをしていて危険性を確認した場合等につきましてはですね、町の方から北海道開発局の方に連絡して状況を説明した中でですね、対応について依頼しているという状況でございます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）只今の、中学校通りの町道と国道との交差点のカーブミラーの件でございますけれども、町長の答弁の中にもありましてとおり、新設の要望があった場合には道路管理者や警察と協議して、必要な箇所に設置する対応をとっておりますので、通学路である中学校通りにつきましても要望があるということであれば、ちょっと現地を確認して対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

とにかく国道の両脇にかなり雪が堆雪して、本当に非常に危険な状況にあります。これを解消するとなれば、やはり排雪の頻度を上げてもらうということが1番の解決策につながると思うんですが、いかんせん国道もかなり延長がありますし、多額の費用を要するというので、年に2回ないし降雪の状況によっては3回程度あると思うんですが、この問題については費用もかかるということで非常に難しいと思っておりますけれども、適宜、事故の無いよう要望をしてほしいと思います。また、カーブミラーの設置については、

ぜひ現地を精査の上、検討をしてほしいと思います。

次に、小中学生の通学路の安全確保について伺いますけれども、4月に新1年生が入学して2か月半を経過したところでありますけれども、学校にも徐々に慣れてきて、多少油断というか、ゆるみがあるかと思えますけれども、通学路の中には道路を横断する危険な箇所もございます。父兄の方々にとっては、非常に心配されるところではありますが、その安全性の検証・対策についてはどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）安全性の検証や対策でございます。

通学路安全推進会議を毎年1回開催し、関係機関による情報交換を行うとともに、危険箇所の洗い出し、現地調査、改善に向けての協議、更には改善後の確認・検証を行っているところでございます。

過去の例といたしましては、冬期間における国道5号の雪山による飛び出しや歩道の凍結などについて協議し、北海道開発局に対し排雪の実施や砂箱の設置の要請を行ったり、町道西壮2号線及び町道西壮3号線の交差点、仁木小学校と役場の交差点でございますが、実現には至っておりませんが、学童保育に通う児童の安全確保のため、北海道公安委員会に対し交通規制の要請を行うなど、安全な通学路の確保に努めているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご答弁の中で、西壮2号線と西壮3号線の交差点、この関係について、ちょっと理解出来ませんでしたので、もう少し具体的にご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）仁木小学校の場合、低学年の多くの児童が放課後児童クラブを利用しているところでございますが、利用者は仁木小学校から町道西壮3号線を通り、西壮2号線を横断し山村開発センターに行くこととなります。この交差点には横断歩道はあるものの、一時停止などの交通規制がございません。低学年の場合、集団での移動は注意力が散漫になったり、ふざけあいなどで道路への飛び出しの危険性があるため公安委員会や余市警察署と協議を重ねてまいりました。30kmの速度低減や一時停止の設置などについて協議を重ねてまいりましたが、交通量が少ないことや幹線町道への一時停止の設置は困難であることから実現には至っておりません。今後におきましても、引き続き交通安全指導員や安心警ら隊のご協力による交通指導、更には青空教室を実施し、児童の交通安全教育を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）内容については良く理解出来ましたけれども、今後とも油断することなく、特に小学校1年生については、結構おしゃべりして道路に飛び出すだとか、横断歩道を渡る際もやはりちょっと油断するということがありますので、経過を検証して事故のないように、今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、除雪体制について伺いますが、先ほど、道路除雪についてはご答弁いただきましたけれども、特に住宅街の狭隘な狭い町道これについては、冬期間さらにまた狭くなるという状況で非常に危険な状況になるということになります。今後も高齢者等に配慮した除雪体制が、ますます重要になるのではないかと思います。その対応について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、住宅街の特に一車線道路につきましては、町道の敷地幅が主に7.27mと非常に狭く、道路の敷地界（民地と道路の境界）には住宅や塀が近接しているという状況も見受けられます。それらにも当然配慮しながら除雪をしているという状況でありまして、その除雪も道路敷地内に堆雪しているというものであります。以上から現状の除雪の仕方としてはちょっと限界というところもございます。それで除雪で賄い切れなくなった場合、幅員が狭くなる危険な状況となった場合、こちらにつきましては、これまで同様、排雪にて対応してまいりたいと考えております。また、降雪や積雪、堆雪の状況によって交通量の多い通学路などにつきましては、引き続き特段の配慮をしてまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり冬場の道路除雪については、ますます高齢者が多くなっておりますので、ぜひ、特段の配慮をしてほしいと思います。特に交通量の多い、あるいは通学路などについては、以前から他の路線とは比較すると頻度は多いと思いますけれども、今後ともしっかりその辺に対応してほしいと思います。

次に、生活道路等の整備、これについて伺いたいと思いますけれども、先ほどのご答弁で除雪の部分についてはわかりましたが、生活道路、これは日常生活を支えて地域住民の利便性の向上を図るという重要なインフラ整備ということですが、その安全な歩行空間の創出、これにも寄与するというところでございます。第6期総合計画では、新たな取組として老朽化した町道の再整備に着手する計画でございますけれども、整備するに当たり具体的な取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、町道の再整備の計画という部分でございました。

こちらですが、過疎法が令和3年3月末で期限を迎えまして、新たに令和3年4月1日付けで新過疎法が施行されており、それに基づいて今年度、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画を策定します。現在、整備路線を検討中ですので、今後、新過疎法による市町村計画にてお示しをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）新たに過疎計画法が4月から始まったということで、その中で十分検討して計画を作成すると、樹立するというところでございますので、その計画に期待をしております。

それでは最後に町長に伺いたいと思いますけれども、この度の町長選挙の中で、安心して住み続けられるまちづくりとして、道路・水道等、社会インフラの持続化に向けた取組の強化、これを公約の一つに挙げております。本町の簡易水道整備事業につきましては、平成14年度から順次計画に沿って行われているわけですが、これも令和4年度には完了する見込みということですので、今後は、課題となっている、先ほども言いました市街地の狭隘で老朽化の著しい町道の再整備、これに皆さん期待するところがございますけれども、地域住民が快適に暮らすことのできる生活環境整備は持続可能なまちづくりを推進する上で、不可欠というふうに考えておりますし、その中でも道路整備につきましては、町の形を作る中心ともなりますし、歩行空間の演出・創出や災害から町を守るという避難や、その救援通路にもなるという重要な施策の一つと考えております。また、第6期総合計画では持続可能な国際社会を目指

すSDGsを目標とする各種取組を前提に、住みよいまちづくりを目指しております。そこで、町長就任3期目にあって、道路など生活環境整備の具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）3期目に当たり、道路などの生活環境整備の具体的な取組についてでありますけれども、先般、所信表明で述べさせていただいたとおり、老朽化している社会インフラの計画的な整備に向け不断の取組を継続していくこととしております。

このことを踏まえて、先ほど建設課長の方からお話のありましたとおり、令和3年4月1日付けで施行された新過疎法に基づいて、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の策定に向け、現在整備する路線等の検討を行っているところであります。しかしながら、多くの道路などの生活環境整備が老朽化している状況を考えますと、直ちに全てを整備することは、なかなか難しいこととなりますから、交通量、受益戸数、通行の安全性、防災と総合的な視点から検討し、選択と重点を図りながら、必要となる整備を実施し、持続可能な地域社会の形成に取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）先ほども建設課長からお話のありましたとおり、令和3年4月1日付けで新過疎法が改正されたということで、今後は、先ほど町長がおっしゃったように現地を精査の上、しっかり取り組んでいきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、コロナ禍にあって、大変な状況ではございますけれども、町長就任3期目にあって持続可能なまちづくりのために、町職員の皆さんと一丸となって、まちづくりに邁進してほしいと思います。

しっかり取り組んでほしいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に『街路灯の維持費格差の解消を』以上1件について、木村議員の発言を許します。2番・木村議員。

○2番（木村章生）街路灯の維持費格差の解消を、について質問したいと思います。

本町における街路灯については、各町内会が維持管理を担っており、LED化工事費用や維持管理費の3分の2が町から助成されています。また、現在は町内全体の799基のうち64%に当たる513基が既にLED化され、町内全体の電気料金はピークである平成27年度と比較し、令和元年度で約108万円減少していることや、新たに15基が設置されていることなどから、経済的な効果の他、防犯の面でも一定の効果をもたらしていると考えられます。しかし、町内会によっては世帯数が減少したことにより、一戸当たりの負担が増加し、街路灯を維持できなくなっているところもあるのではないのでしょうか。そこで、現状と今後の対策等について伺います。1点目、町内会単位で管理している街路灯数と、一戸当たりの電気料負担額はどのくらいの格差があるのか。2点目、一戸当たりの負担額の格差を解消する考えはあるのか。3点目として、今後、人口減少により地域差がさらに拡大することが予想される中で、町が街路灯を管理すべきではないかと考えるのがいかがか。以上3点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）木村議員からの、街路灯の維持費格差の解消を、の質問にお答えいたします。

本町の街路灯は防犯を目的に、町内会・街路灯組合などの団体が主に北電柱に設置しているものと、町が公共施設周辺の電柱や町道の歩道整備、仁木駅前公園整備で独立柱を設置し管理しているものがあります。このうち団体が設置している街路灯への町補助につきましては、設置・移設・撤去に対し費用の2分

の1、電気料金、補修に要する維持管理費には3分の2の補助をし、さらに、平成24年度より当分の間、LEDの場合には、設置補助を3分の2補助としているところであります。また、主な通学路である仁木中学校通りと旧仁木商業高校の街路灯につきましては、通学の安全性を保つため、全額町で維持管理費を負担しており、中学校通りは、維持管理している町内会に全額補助し、高校の通学路についても高校に全額補助しておりましたが、廃校となった時点で、所有を移し現在は直接町が管理しているところであります。

1点目の「町内会単位で管理している街路灯数と、一戸当たりの電気料負担額はどのくらいの格差があるのか」についてであります。令和2年度の町補助金の交付実績から町内会など団体管理の灯数は合計799灯であります。一戸当たりの電気料負担額は、同補助維持管理費分と各町内会戸数から推計した場合、最大で年間4092円から最小で256円、平均では1149円となり、最大と最小との差は、年間で3836円となっております。

2点目の「一戸当たりの負担額の格差を解消する考えはあるのか」について申し上げます。団体設置の街路灯は、各団体のご判断で必要な設置灯数を決めているものであり、負担額の格差を解消するために、例えば団体の規模に応じて補助率を変えるなどの団体間で不均一となる対応は、地区の道路延長や住宅密集度、世帯数などが様々であることから現時点では難しいものではあります。負担額に格差が生じている要因などについて調査してまいります。

3点目の「町が街路灯を管理すべきではないかと考えるがいかか」につきましては、団体設置の街路灯は、それぞれの団体の所有物であり、管理においても団体が行うべきものと考えますが、LED化が一段落し、町の補助総額が減少となった場合には、現行の維持管理費の補助率見直しなど負担軽減となる対応について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）ありがとうございます。

今の答弁で、だいたいところは理解したんですが、それについての再質問として2点ほど聞きたいと思います。

平均で1149円、最大で4092円ですか。また年間で、最小が256円で3836円の差額が生じているということなんです。これはあくまでも電気代でして、これに関わる球切れの修理やLEDの交換などで、更に維持費の方が各団体で負担になっているのではないかと思います。それで現在の3分の2の補助なんです。私が理解しているところでは、支払いが終わってから町に助成金を申請して、助成がおりてくるので、やはり最初に3分の1とはいえ、全ての金額を払った上での助成となると、交換や修理に結構な金額がかかるのではないかと思います。その点を先に、行うのはわかっているので、その辺のところを何とか対策できないのかということちょっと聞きたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）只今の木村議員の方からご質問ありました、街路灯の設置補助金の交付の仕方だと思うんですが、今現在、町内会の街路灯の申請の方法としましては、LED灯を設置して、もう業者にお金をお支払いしましたと領収書を持ってきていただいて、それに対して3分の2の補助金を出すので、議員が仰っているとおり、一旦3分の3の全額を町内会、各団体の方で負担していただいているというのが現状でございます。ただ、そのやり方も取れるのですが、もう一方で工事が終わった後に設置業者の方から請求書ももらって、その請求書を添付して補助金の請求をするという方法も取れることになっており

ます。それであれば業者の方から例えば1灯当たり3万円かかりました、10灯付けて30万円かかりましたということで、10灯で30万円分の請求書が来たら、その30万円の請求書とあとは設置しましたという状況の写真ですとか、そういうものを付けていただくことによって、業者の方にお支払いする前に、町の方の3分の2の補助金を各町内会にお支払いすると言いますか、補助金を交付することが出来ますので、そういう対応も必要であればとっていきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）わかりました。

そうしたら、計画の段階と言いますか、計画の段階でも町に申請して補助金が申告できるということの理解で良いんですね。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）計画の段階ではなくて、あくまでも設置し終わった後に町内会と言いますか、団体の方に設置してくれた業者さんの方から請求書が来るかと思えます。それが来た段階で、すぐ役場の方に補助金の申請をしていただければ、最速でそれぞれの団体の方に補助金を交付したいというものでございます。付ける前に出すというわけではございません。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）わかりました。ありがとうございます。

この街灯は、町内会とか団体が管理しているということで、町に聞いてもなかなかお答えしづらい面もあると思います。せっかくこれだけの灯数の街路灯があるので、これを管理していくためには、やはり人口も減ると同時に、件数の方も減っていると思うんです。それにまた、これも答えづらいかもしれないですけども、町内会に入っていない方とかがいると思うんです。そういうことに関しても、やはり町内会とか団体が責任を持って、そういう経費とかをお願いに行くというか、そういうを町としては何かそういう対策というか、そういうのはなにもないですか。例えば団地だとかそういうところに入ったりするときに、そういう町内会に入ってくださいとか、そういうような何か取組というか、そういうのはありますか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）この街路灯に限らず、都市部に多いんですが、町内会・区会だとかに入らない転入された方が多いというのは、全国的な流れなのかというふうに思っております。本町におきましても、少なからず町内会とかに入らない方はいらっしゃるのですが、任意の団体ですから、町の方から強制ということにはなりませんけれども、地域のコミュニティーを作っていく基礎的な組織としては、役場の方でもいろいろと町内会にお願いすることもございますし、地域のまとまりという意味では町内会の活動を役場としてと言いますか、行政としてバックアップしていかなければならないものというふうに考えております。それで、第6期総合計画の中にもですね、町内会のそういう活動の支援と言いますか、そういうことが謳われておりますので、できる範囲内で町の方としてもですね、町内会の加入について周知していく、啓蒙していくように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）ありがとうございます。

せっかく今まで先輩方が色々町にたくさんの街路灯を整備していただいたので、今後とも私たちというか、残されたものがそれを維持していくのは分かるんですが、人口減少また戸数の減少により維持も大変

になってくると思うので、今後どこかの段階で町がこれを維持して、管理等を町内会の方をお願いするか、何かそういうふうにすると格差が少しは減っていくのかというふうにも考えます。それで、今後とも私も、まだまだ調査・研究が足りませんが、町の方としても、いろいろ考えていただき、格差をなくしていただけるように努力というか、考えていただきたいと思います、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7、一般質問を続けます。『災害に強いまちづくりを』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました、災害に強いまちづくりを。

現在、本町では北海道新幹線の関連工事や高規格道路による山林の伐採や橋脚の建設などが進んでいます。また、新たな農地の造成や、耕作放棄地の発生なども含め、町の景観は大きく変化してきています。このような中、2021年3月版の仁木町防災ガイドマップが配布され、災害の状況に応じた対策が明記されていますが、日々変化していく町の状況に合わせて、災害への対策も変化していくものと考えます。そこで、町の変化による防災対策についてお伺いします。(1) 町の状況の変化などが、道路や河川に影響を与えていると考えるが、現状とその対応策は。(2) 樹木の伐採等による保水力の低下など、環境の変化は防災ガイドマップに影響しないのか。(3) ここ数年で町の状況は大きく変化することが想定されるが、防災ガイドマップを2～3年毎に更新してはいかがか。(4) 町道と高規格道路の交差部に設置されるボックスカルバートは、交通事故のみではなく、災害等も考慮された十分な幅を確保されるのか。以上4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、災害に強い町づくりを、の質問にお答えいたします。

1点目の「町の状況の変化などが、道路や河川に影響を与えていると考えるが、現状とその対応策」につきましては、北海道新幹線トンネル工事や高規格道路建設工事に伴い、森林の伐採や工事残土の搬出が行われておりますが、両工事とも環境影響評価法に基づく、水質や地下水などの水環境を始め、大気、地質や生物多様性の面から生態系に関する環境アセスメントを実施されております。特に、森林や河川などへの影響が懸念される一般国道（北海道横断自動車道）倶知安余市道路（共和・余市間）の事業採択におきましては、国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価に基づき、平成24年1月に新規事業採択時評価が実施されており、環境への影響については、注目すべき影響はないとの判断が示され、学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見聴取を経て採択が行われております。また、防災の観点では、後志総合振興局減災対策協議会においても平成30年度から令和元年度にかけて、フレトイ川や後志種川に危機管理型水位計及び簡易型河川カメラを設置し、河川水位や危険度情報をインターネットで共有することで、水災害に備えた対策を強化しております。

2点目の「樹木の伐採等による保水力の低下など、環境の変化は防災ガイドマップに影響しないのか」

について申し上げます。本町は、総面積の約8割を森林が占めており、災害防止、水源の涵養、景観形成等、森林が有する多面的機能が発揮されていると認識しております。森林面積1万2823畝のうち、大部分が国において管理経営を行う国有林で、他の3885畝は民有林で、そのうちの187畝が町有林となっております。このことから、町では民有林に対し、従前より国や北海道の支援制度も活用しながら森林資源の維持に向けた総合的な支援や意識醸成を行っているほか、町有林についても森林経営計画を策定し、伐採期を迎えた森林の伐採、植樹、育林など計画に基づき実施するなど、森林資源の循環利用・自然環境の保全に努めてきております。さらには、森林の有する公益機能の維持増進に鑑み、地方自治体が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため創設された森林環境譲与税を活用し、町では令和2年度から民有林を対象に、森林作業道整備事業及び造林事業への支援を創設するなど、取組を強化しているところであり、それら環境への変化が、保水力の低下に大きく影響を与えるものではないと判断しております。

3点目の「ここ数年で町の状況が大きく変化することが想定されるが、防災ガイドマップを2～3年ごとに更新しては」につきましては、これまで北海道が作成する余市川の洪水浸水想定区域図の改訂に応じて、防災ガイドマップ（ハザードマップ）を作成してきております。自然環境の変化や災害の激甚化により、災害時における住民の対応も多様化していることから、土砂災害危険箇所の追加や災害対策基本法改正による避難情報の変更があった場合などは、随時、町広報紙やホームページ等で住民への周知、啓蒙を図ることとしております。また、防災ガイドマップは大きく「住民への周知・啓蒙」と「避難所や洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図」の2点に分かれ、冊子の大部分については洪水浸水想定区域図が占めていることから、一定の期間を設け更新するのではなく、北海道が作成する洪水浸水想定区域図の改訂時に合わせ作成することを基本としております。

4点目の「町道と高規格道路に設置されるボックスカルバートは、交通事故のみではなく、災害等も考慮された十分な幅を確保されるのか」につきましては、ボックスカルバートは、仁木地区から大江地区にかけて設置される予定となっており、全てのボックスカルバートについては、公共事業の補償のルールに基づき、現道の幅を確保しているところであり、支障がないものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）答弁をいただきましたので、再質問を順次行います。

本町における新幹線・高規格道路、学識経験者等の第三者委員会の意見を聞き取り、環境への影響はないと採択されているとのことですが、どこまでが判断の基準として示されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）環境アセスメントに関しましては、道路や河川、鉄道など13の事業種類が対象となっております。大気環境、水環境などの自然的構成要素の良好な保持、動植物、生態系などについて環境基準が定められておりまして、例えば大気環境については、二酸化炭素の1時間ごとの1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内にあること。地下水の基準であれば、鉛ですと1畝当たり0.01ミリグラムであることなどの基準が定められておりまして、これらを踏まえ、現地調査や予測調査などが実施されているところです。また、政策目標評価型事業評価につきましても、現地調査をもとに予測評価を行い対応すべき保全措置の検討を行っているものであります。そして今回の評価結果においては、地形地質については

改変される範囲は僅かでありまして、事業による影響は小さいものと予測をされ、土壌についても重金属を含む土壌が確認された場合には、関係法令を遵守しながら適切に処理を行うという計画から、その影響は極めて小さいというふうに予測をされております。また、生態系については一部哺乳類・鳥類について生息環境への影響が予測されたことから、移動経路の確保、個体の移設など環境保全措置を講じるなど、それぞれの段階における必要な環境保全措置を行っており、それら評価結果が第三者で構成する委員会において審議承認され事業が進められているというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ありがとうございます。明確な説明をいただきました。

現状として、大気、水、土壌環境などの自然的構成要素で国が定めている環境基準としての今回の評価結果ということでありまして。あらゆる13種類の事業が対象とのことですが、事業による影響は少ないという予測をされているとのことですので、国が定めているということ、これは、本町においても影響がないことを願いたいと思っております。

2点目ですけれども、防災に対する後志総合振興局減災対策協議会として、危機管理水位型カメラの設置をされているようですが、これは道が管理をされている2級河川と思いますが、河川の水位管理は町が管理をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問の、水位管理計については、管内の2級河川流域の市町村、そして後志総合振興局、小樽開発建設部、その他関係団体で構成されております後志総合振興局減災対策協議会において、河川の地形的特徴ですとか、洪水による被害実績、被害想定を踏まえて現状の課題、そして減災の取組を協議している中で、今回の水位計については北海道において設置、そして管理をしているというところでありまして、川の防災情報として地域住民の皆様もインターネット等で見ることもできるものでありまして、降雨時における河川の水位の情報ですとか、土砂災害情報等もリアルタイムで確認して町としても活用をしているところです。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）この水位計は、道が設置し管理されているということですが、増水時は道から何らかの指示が出てくるんですか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）増水時において何らかの指示が振興局等から来るかということでございますけれども、この水位計等を私たちの方でも確認をしてございます。そして道の方からはホットラインということで、首長の方には、もう氾濫が迫っているという状況においては、北海道の上層部の方から町長に直接ホットラインという形で情報は伝達されますけれども、随時降雨が生じている状況におきましても、北海道、そして開発局と連絡をとりながら、随時防災対応を行っているところでございまして、指示というような形ではなく、町の方で独自に対応しているところでもございます。避難指示自体は町で発令することになってございますので、町の方で積極的に活用しながら判断をさせてもらっているという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明の中で町としてもきちんと避難指示をされていくということですので、この道河

川における災害を防ぐため、河川整備の要請というものは、町から道にされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の、河川整備等の要請という部分でございますが、北海道とは期成会要望等に係る部分で年2回ほど社会資本整備推進会議という会議が開催されておりまして、その場で様々な意見交換をしているところでありまして、これまでも河川の伐木や浚渫などの部分を要望しているというところでもあります。また、それ以外にも当然、道河川に関しましてですね、町民からの要望等があった場合、町の職員の方で危険性があると判断した場合にはですね、随時北海道の方に要望等を実施しているところでもあります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）年に2回実施されているということで、ぜひとも急激な河川の増水とかということに対しても、道河川ということで、逐次要請していただきたいと思います。

続いて、お伺いしますけれど、本町は森林の大部分が国有林であり、現状としては森林整備促進により環境への変化による保水力の低下に及んでいないということですが、現状として土砂災害区域も追加されていることから、何らかの原因があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）土砂災害区域が追加で指定されているということから影響があるのではないかとということだと思いますけれども、まず、土砂災害警戒区域につきましては土砂災害の災害防止対策の推進に関する法律・土砂災害法の第4条において、おおむね5年ごとに、北海道において基礎調査を行っており、北海道から市町村長への意見照会、そして住民説明会等を踏まえて区域指定が行われているというものでございまして、5年に1度、基礎調査を基に行っているというものでございます。

それで、この要因ということですが、近年においては、地球温暖化などの影響もありまして、大きな災害につながります豪雨、そして記録的短時間大雨の発生など多く発生している状況でございます。二酸化炭素の排出量の増加ですとか、開発行為による森林の伐採など、地球温暖化の要因の一つとしては、今回ご質問にもあります、伐採を要因とする保水力の低下も含まれるものとは考えておりますが、町で取り組む森林の伐採等におきましては、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおり、伐採・植林・育成ということで循環サイクルを回すことによりまして森林が持つ保水力を低下させない取組の一つとして実施しているところでありまして、長期的な視点では保水力の低下には大きな影響はないものということでご説明をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）5年に1度の見直しをしているという。また、地球の温暖化、豪雨など自然環境がもたらす原因が、近年、当たり前のようになりつつあります。答弁において、森林についても保水力の低下対策も現状としてはされているという説明もされておりました。また、町として道が出されている洪水浸水想定区域図の改定に応じて、防災ガイドマップの早期更新という考えもあったんですけども、住民に対しても随時周知させていくということも行われているということで、この辺は理解をしたいと思います。

それでは、民有林についての状況としてお尋ねしますが、個々に伐採のみをされる方、また、伐採・植樹をされる方の実態として、町はどの程度把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）民有林につきましては、大半の森林におきまして森林法に規定されております森林経営計画に基づき、伐採・植樹が行われていることから、毎年提出される実績報告により把握しているところでございます。また、森林経営計画以外の民有林を伐採する場合につきましては、森林法の規定による伐採及び伐採後の造林の届出が義務化されていることから、森林所有者からの伐採届の届出により把握しているところでございます。どちらの場合につきましても、森林の大切な働きを失うことがないように伐採した跡地への造林計画の届出、その後の造林に係る森林の状況報告を届け出ることも義務付けられているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

町としては、森林経営計画の中で、伐採許可もされているという、また、植樹業者によって下刈り管理もされていると思いますけれども、町として確認はされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）町として現地は、特段の事情がない限り確認はしておりませんが、書面により伐採及び伐採後の造林の届出について書面上で確認しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）書面によって、町として確認されているということですのでわかりました。

それでは、町有林の方に対してもちょっとお伺いしたいと思いますけれども、町有林の植樹管理として、先ほども5年ほどの管理の実施状況をお伺いしましたが、植樹された苗木の傷みによる補植などは行われているのか。また、町としても状況の確認をされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）町有林の植栽したところは、その後、毎年下草刈りを行い植樹の管理をしております。

令和2年度であれば、砥の川・長沢の町有林の植栽したところの下草刈りをし、その際、苗木の傷みなども確認しております。昨年度、下草刈りをしたところは補植はございませんでした。町による植栽した苗木の確認につきましては、苗木の植栽完了後の現地確認に加えて、植栽を実施した翌年度以降に実施します下草刈り事業におきましても、現地に赴き、苗木の成長具合や病気、ネズミなどによる食害の有無の現況確認を行っております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ありがとうございます。確認をされているということがわかりました。

もう1点、ちょっとお伺いしたいんですけれども、伐採方法としては全面伐採なのか、また、一定の距離を置いて伐採されているのか、その辺においては保水力の低下も考えられるので、その辺、全面刈りなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）全面ではなく筋刈りでやっておりますので、切った後の植栽につきましても、樹下植栽といいまして、木と木の間を苗木を植えていくというような植栽をしております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）サイクル的にはどのような、年数的に20年～30年の間で切っていくのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）50年程度で伐採しております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ありがとうございます。

次に移りますけれども、本年より掘削土が町有地に搬入されますが、町として工事の進捗状況、更に運搬路の状況確認は実施されると考えますが、完成された後は、植樹を考えているようですが、工事期間が非常に長く、盛土であるため地滑りになったり、表面の水が沢に流出することなどが無いよう、町として管理・対策に取り組まれるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）工事の進捗状況を確認するのかという部分と、町としての取組がどうなのかというご質問だと思います。

現在、北海道新幹線トンネルの工事残土置場として活用する長沢地区の土地のところにつきましては、現在、置場として利用するための造成を行っているところでございます。状況の確認については、毎月、鉄道運輸機構の方から、工事の進捗状況の報告を受けてございます。また、地滑りですとか、表面水の沢への流出防止等の取組についての部分については、鉄道運輸機構において、トンネル発生土の調査を行っております。そして、受入地の地盤調査、地下水調査、そして環境調査も実施して、それらの結果を踏まえて、今回の盛土計画、そしてその対策を講じているところで、そういう形で造成を進めているところでございます。

対策としては、盛土にする勾配を最も緩く設計する。そして、小さな段ごとに排水溝を設置するなど、それぞれ土地の土壌ですとか勾配に応じた対策を行っておりますし、地下水の定期的な検査も、機構の方で実施するということですね、基本的には発注者において、地滑り等が発生しないよう、責任を持って設計、管理、施工をしているものというふうに認識をしておりますので、町として特段定期的な現地確認などを行うことは考えておりません。ただ、そうは言いましてもそういう万が一の事態が発生した場合については当然連絡を取り合いながら、大きな豪雨になるようであれば、連絡をとりながら、適時状況は確認しながら、安全に工事が進められるように対応してまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）毎月機構の方から報告を受けているということですので、町は万が一のことがあったときのみ状況を確認ということになるのか、何か普段の雨のときにでも、町として確認が大切なのかなという感じもしていますけれども、その辺、機構に対して無理な状況なのか、万が一何かが起きてから、町が確認をするのではなく、状況を見ながら町としてもそれこそ確認をしていくということが出来ないものなのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町においても、そういった場合の事前確認を一緒にしていただきたいというようなこ

となのかと思いますけれども、基本的には事業者は鉄道運輸機構でございますので、そちらの方で責任を持って、まず、降雨時の対応等はしていただく。その際、町の方においても大雨が降った際には川の増水ですとか十分対応をしなければならぬ部分もございますので、あくまでも発注者において基本の対応はしていただきたいというふうに考えております。ただ、状況が変わるようであれば当然機構の方からも連絡をいただくような形で情報交換というか、連絡を取り合いながら進めるものと考えておりますので、そういう形での対応となります。直接的に町が関わるということは予定してございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今説明をいただきました。いろんな連絡の取り方があると思いますので、町としても毎月いろんな形の中で報告されるということですので、十分注意をしながら進めていただきたいと思います。

それでは次に、町道と高規格道路の交差する箇所が、町内全域で何箇所に及ぶのか、また、ボックスカルバートの設置箇所は何箇所ほどあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。町道と高規格道路が交差する箇所は全域で何箇所かという部分ですが、こちらは19か所ございます。そのうちボックスカルバートの交差箇所は8か所あります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）交差している箇所が19か所で、ボックスカルバートが8か所ということで、説明をいただきました。

町長にお伺いをいたします。只今、説明をされたボックスカルバートの敷設箇所が8か所ということで、町として「公共事業の補償に基づき確保される」とのことですが、現在、町道としては車の交差もままならない状況と思いますが、災害時には緊急大型車両・積載車が通ることが出来、人も通れることができるだけの幅のボックスカルバートを設置しておくことが必要ではないかと感じています。これから50年、更に100年町道として、幅などが変わらないものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ボックスカルバートの断面につきましては、北海道開発局と協議によって決定しております。基本として現況道路見合いの断面とありますけれども、幅・高さともにバスなどの大型車両が通行することが可能でありまして、災害時においても、現状の機能は確保されているものというふうに認識している次第でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町長にお答えいただきましたけれども、実質的には現状の状況のままという形の中で、カルバートが設置されるということでした。長い目で見ると、本来であれば、何箇所かでも、主要な場所というものは、本当は少しでも今のうちからカルバートを広げておくことで、町道の拡幅ということも考えられるのかなという感じもしていますけれども、その辺は、今町長が答えたとおりだと思います。

最後になりますけれども、今、盛土により町の景観が変わろうとしています。視野の不便さも起きるのではないかというのを自分なりに感じてます。災害時における避難所、避難場所へ向かう避難ルートとして、町として設定は、今はされていない状況だと思うんですけれども、今後、設定していただきたいと

いう感じもしますんで、その辺、どうなのか、設定されているのかされていないのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）それぞれの避難場所に避難するルートの設定、こちらを通ってくださいということに関しましては、現在のところ設定はしていないということでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）設定されてないということで、町長に伺いたいと思いますけれども、今後やはり設定しておくことが大切なのかという感じもしますけれども、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの質問で、避難所までのルートを設定するべきではないかというご質問でありますけれども、町としては今現段階では設定しておりませんけれども、災害の状況によって避難ルートというのは変わってくるというふうに思います。この辺は川沿いの水害による災害が起きた場合には、山の方に逃げるといふ部分では、それぞれ状況に応じて住民の皆さんが、それぞれの判断で1番逃げやすい方法で、山の方に逃げるとは思いますけれども、かつて東日本大震災のときに避難所の学校に逃げるといふことで設定したんですけれども、その学校が津波に襲われて、たくさんの方が亡くなってしまったと、そのときに学校管理者の人が、そのときの判断で丘に逃げるといふことを誘導して、ある程度、半分近くは命が守られたというケースを見ておりますと、その状況に応じて避難方法は臨機応変にしていかなければいけないという部分もありますので、そのことも含めて、今後、町の避難ルート、避難手段をこれから皆でいろいろ検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも今後の対策としても、一つの議題として上げていただきたいという感じがしますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて、『防災・減災への取組は』以上1件について、門協議員の発言を許します。3番・門協議員。

○3番（門脇吉春）それでは、一般質問をさせていただきます。防災・減災への取組はについてであります。

令和3年第2回仁木町議会臨時会での町長の三期目の所信表明において、「安心して住み続けられる町づくり」の施策の中で、町民の命と暮らしを守ることができる体制整備と「防災士」の資格を有する職員の配置を掲げており、費用についても今定例会に補正予算として計上されていますが、庁内で資格の取得をどのように進めていき、資格取得後には、町民のためにどのように活用していく予定なのでしょう。

また、2点目として、「防災・危機管理職員（地域防災マネージャー）」の任用に関し、退職自衛官（自衛隊三佐以上）の採用を計画されていますが、求人に至った経緯と現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、本町は今年3月に防災ガイドマップを配布していますが、令和3年6月3日に北海道新聞にて掲載された記事により余市川浸水深の錯誤が判明しました。その後の後志総合振興局小樽建設管理部との再発防止に努めるための対策と、今後の対応についての協議はどうなっているのでしょうか。以上

3点の取組について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の門協議員からの、防災・減災への取組は、の質問にお答えいたします。

1点目の「防災士の資格を有する職員の資格取得をどのように進め、資格取得後は町民のためにどのように活用していく予定なのか」についてであります。まず、担当課内において防災士研修を受講し、知識の習得や技能の充実を図り、研修後は担当業務の中でその知識を補完していきたいと考えております。また、次年度以降に採用を予定する地域防災マネージャーとの連携、相乗効果により、更なる防災危機管理能力の向上が図られることを期待しており、防災訓練時における活動や地域における防災教育など様々な場において、町民の防災意識の醸成に努めていくこととしております。

2点目の「防災・危機管理職員（地域防災マネージャー）の任用に関し、退職自衛官（自衛隊三佐以上）の採用を計画されていますが、求人に至った経緯と現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか」について申し上げます。防災に関する業務については、他の業務と同様にこれまでも職員が担当してきたものであります。全ての災害は同じ規模のものは一つもなく、それぞれの対応も異なるため、ノウハウの蓄積が難しく、異動によりさらに知識の継承も難しいものとなります。さらに、近年の異常気象などの気候変動に伴い、風水害の頻発化、激甚化が進み、本町においても想定を超える事態が発生することが想定されることから、これら増加するであろう自然災害などに的確に対処し、住民の安全・安心を守るため、実務経験を有する高い識見を持った地域防災マネージャーの資格のある退職自衛官の採用を決めたものであります。現在は、本年4月に自衛隊札幌地方協力本部に令和4年4月採用希望の求人票を提出したところであります。

3点目の「防災ガイドマップに掲載している余市川浸水深の錯誤に関する再発防止に努めるための対策と今後の対応についての協議はどうなっているのか」につきましては、余市川の洪水浸水想定区域図について、平成30年3月に北海道から公表され流域関係町村において活用しており、本町においては、本年4月に洪水浸水想定区域図を含む防災ガイドマップとして全戸配付をしたところでしたが、今回、公表している区域図の水深に錯誤があった旨の報告を6月初旬に受け、新たな区域図の修正作業など迅速に行う旨の説明を受けたところであります。今後は、余市川洪水浸水想定区域図の修正概要が、6月下旬頃を予定として北海道公報に掲載されるものと北海道から伺っており、このことから、防災ガイドマップの修正に当たっては北海道における今後の対応を踏まえ、協議・調整を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

町長は今回の所信表明で、町民の命と暮らしを守ることができる体制整備として、防災士の資格を有する職員を配置すると言われておりましたが、町長は町民を守るために町民に対しても地域防災力の向上を図り、また、災害に強いまちづくりを進めるために、防災士、そして、北海道地域防災マスター取得者の増員の育成を進めるということのお考えを持っていますでしょうか。と言いますが、この後でありますけれども、町職員が防災士資格を取得し、あと質問でもありますが、地域防災マネージャーの配置を予定し、町民をリードして、防災・減災をと考えているのはもちろんですが、今後の中で、町民に防災士や北海道地域防災マスター取得者の育成を進め、町全体で防災・減災の機運を高めながら、各町内会においても、町民が安心した生活環境を整えていくのか、今後のお考えをお聞きしたいのですがよろしく申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今回、防災士の要請を職員の中で行うということでございます。

これまでも北海道防災マスター等を地域住民の方へお願いしてきた経過もございます。ただ実際、先般の一般質問等でも答弁をさせていただきましたが、6名いました防災マスターも減少しているということで、門協議員の方からも一般質問で質問をいただいたところでございます。町の方としましても、一緒に活動する防災マスター、そして防災士等と協力して行うに当たっての町職員としての知識が必要というふうなこともありまして、今回は、まず職員の中で防災士の資格を持った者、資格取得者を増やしていければということでございます。当面の間は担当課内の中を想定してございますけれども、引き続き、町内においては積極的な協力という部分で町民さんに声かけをしていくかと言われると現段階においては町民より職員向けの中で知識を蓄積していきたいと思っております。次年度以降に向けた、地域防災マネージャーとの連携の中で、いろいろな形で地域住民に周知をしながら取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございます。

そういうことで進めていきたいということでもありますけれども、以前に北海道の方が主催しておりました防災マスターの関係でありますけれども、これが仁木町においても減少しているのは事実でありますけれども、この防災士、職員で資格を取得した上で、いろいろ進めていくというのはわかりますけれども、これを進めていく中で、コロナ禍にあって、昨年からの防災マスターの部分、道主催の後志総合振興局での研修会の開催でありますけれども、コロナ禍であっても、今年度、実際には研修が2月に開催されるということが今進められているみたいですが、この部分で、町民の方のご協力といいますか、そういう部分を得ながら、進めるというお考えはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今、2月に道の方で開催が検討されているのは、防災マスターの研修会ということだと思いますけれども、それにつきましては、例年フォローアップ研修会ということで防災マスターの皆さんにはご案内をさせていただいているところでございました。昨年度もご案内をさせていただいて、出席されるということの報告をさせていただいたところなんですけれども、コロナ禍で急遽中止になったということで、出席はかないませんでしたけれども、町としても防災マスターの資格を持ちの方については、そういう研修については受けていただくような形でご案内したり、町の方でも防災の研修等については、今はオンラインとかという形もありますが、そういう形でも研修をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今質問したのはですね、実際に取得された方についてのフォローアップ研修ということではなくて、新たに研修を受けて防災マスターになっていただくという部分での研修です。

これ、私もちょっと考えたいなということもありまして、後志総合振興局の方へ問い合わせしてみました。そうしましたら「今のところ2月に開催する予定ということで進めています」ということで、確かにコロナ禍ではありますけれども、やはりこれは進めていかなければ、本当にこういう裾野を広げていくという部分ではなかなか難しい部分がありますので、そういうことで私が確認した部分で聞いておりますが、い

かがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）門協議員が関心を持っていただいて、防災マスターを受講される部分は大いにそのような方々が、今後希望される方が増えていくことは、町としても大きな強みになるというふうに我々も認識しております。

ただ、これまで地域防災マスターを取られた方々をいかに育成したり調整したりすることがなかなか出来なかった部分が大いなる課題でありますので、それを受けて、今回、地域防災マネージャーという方を採用させていただき、うまく防災士や防災マスターを取られた方々を活用しながら、この仁木町の防災計画や、防災体制を築いていただくことの方が形としては、私はいまうまく効率的になるのではないかと考えて、今回、防災マネージャーを採用する経緯に至ったわけでありますので、それと同時にあわせて防災マスターを同時に取得される方々が増えていくことも望ましいと思っておりますので、そういった形で町でも大いに協力支援をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございます。

本当にそういう部分で今お聞きした中で、防災士や北海道防災マスターの資格取得希望者、これについて今町長からお話ありましたように、そういう部分の協力を得ながら進めていきたいということであります。

この部分で町の職員はもちろん、防災士資格を取得するという部分では本当に大事でありますけれども、北海道の中には町村の中には、防災の意識を高めて、人材育成のために設けられているといいますか、資格取得希望者への補助というものを考えて実施しているところもあります。町民の皆さんが共有するためにも、今後、財政的な部分での問題も確かにありますけれども、本当に防災士、地域防災マネージャーを配置された後に、今言いましたようにいろいろと手を打ったり、進めることもあると思いますけれども、それを進めていながら、この場の判断ということではありませんけれども、将来にわたってこの部分、資格希望者への補助というものも少しなりとも考えて検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）資格取得者への補助についてのお話でありますけれども、それも含めて、今後どのようにしたら、そういった資格希望者が町として増えていくのかという部分、果たして補助をするべきなのか、それとも意識の啓蒙を図るべきなのか、そういった全体的に底上げして防災に対する意識を高めていく手法が他にあるのか、そういうことも含めて今後町としての防災に対する意識啓蒙のために、こういった防災マネージャーを活用してですね、町全体で取り組んでいくきっかけとしていきたいと思っておりますので、その中で資格取得者の補助も、ひょっとしたら検討材料になるかもしれませんが、その辺も含めて、今後、取組を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございます。

本当になかなか経済的な部分、これは自治体においても、また個人においても色々ありますけれども、こういうものも含めまして検討していただいて、町民の方が本当に積極的になれるような形の部分も含め

て取り扱っていただきたいと思います。

それでは2点目の方に移りたいと思いますが、町長はこのように、町民の暮らしと命を守るという施策であります。町民にとりましてもすばらしい地域防災力の向上につながってくるという部分でありますけれども、考えられる災害やその他の危機は一様ではなくて、決して同じものはあり得ないと思っています。当然のことながら対応も異なりますし、この課題を解決できるのはマニュアルでも施設でも機材でもない、私は人でしか解決出来ないと思っています。

人の問題を解決する有効な方策として、今回出されました防災危機管理職員、地域防災マネージャー職員の配置について、町民にとっても大変心強い内容だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、この人件費についても特交で算入されるという部分がありますので、確かに補助は1回限りではないという部分もありますけれども、必要となれば継続されるということもあります。そういう中で、ぜひとも地域防災マネージャーの採用というものをですね、積極的進められて採用の部分では届け出を出されたということでもありますけれども、積極的に進めて何としてもやはり仁木町においても、この人材を確保していただきたいということを思ひます。

そして続いて、3点目に移りますけれども、私今回、町内会に配布された仁木町の防災ガイドマップを手に取りまして、自宅周辺に目を移したときに、私の自宅のそばには仁木長寿園というのがございます。ここで、前回配布された仁木町の洪水ハザードマップ、これは平成22年3月に配布されておりますけれども、浸水の深さは2mから5mの中で表示されておりましたが、今回は部分によって0.5m未満、中には0.5m～3m未満の両方の地区への変更ということになっておりました。なぜこんなにも変わるのかと不思議でしたが、今回、道新に余市川の浸水域に誤りと、やはりもしも平成22年度の仁木町の洪水ハザードマップが正しいとなった場合、長寿園の建物は1階建てです。この中には50名の入居者が入っております。隣にグループホームもありますけれども、これについては大変心配です。ただ、どういう状況であれ、仁木町を長年支えてくださった方々が入居されている施設でありますし、浸水災害があった場合などは心配であります。今回配布された防災ガイドマップには、想定最大規模100年に1回程度の降雨による洪水となっておりますし、また、想定規模においては、50年に1回程度の豪雨による洪水ということでありました。余市川については、昭和31年度から本格的な河川改修が着手されましたが、昭和37年、38年の両年でありまして低気圧に伴う豪雨と全道で猛威をふるった台風9号に伴う豪雨で大変な部分がありました。また、昭和50年の低気圧に伴う豪雨もあり、昭和62年から堤防の新設及び河道の掘削など、抜本的な河川改修が実施されております。余市川の改修計画は50分の1の確率雨量での整備であります。これは、先ほど言いましたように、50年に1度の降雨によるものでありますけれども、想定最大規模とありますけれども、100年に1回程度という、これは本当に私が技術屋でいたときにはなかなか考えられないようなことが、現在、この中で示されております。最悪の場合は、余市川の築堤を乗り越えてですね、余市川から逆に流入してくるってというような状態になってくると思ひます。こういう部分であればですね、また局地的に大雨、これはマスコミではゲリラ豪雨とかと言っていますが、これは気象庁が言っている正式な名称ではありませんけれども、局地的豪雨であります。このような豪雨となった場合、数十分程度の短時間でこのエリアの部分ではですね、大雨の降る状況、短時間で数十mm降るというような状況になってきて、本当に河川や水路が一気に増水するというような状況に至ってくると思ひます。今までの災害での救助訓練などでは、どうしているのか、また、今後の対応として、入居されている方々をどう救助されていくのか、この

場合も含めてお考えがあればお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）防災ガイドマップの水深誤りということで、今お話の中では長寿園さん、高齢者の介護施設ということで、その辺りの避難の体制をどうするかということでのお話かと思っておりますけれども、こちらの長寿園さんにつきましてはですね、高齢者、防災ガイドマップでいいますと、高齢者の避難開始、一般の方の避難準備開始という、警戒レベル3というところになる前からですね、先ほどの野崎議員の答弁のところでもありました、川の防災情報ですとか、そのところには土砂災害のメッシュ情報、そして川の洪水情報など、今は様々な確認できるデータ等がございます。そちらの方も十分活用しながら、仁木町内におけるタイムライン等も活用しながら、早い段階での連絡体制を取ることが1番ということを考えております。時間も、避難に当たっては当然寝たきりの方もいらっしゃるかと思います。時間が多くかかる部分もございます。そういった部分もございますので、早めの対応を十分考えながらですね、降雨の状況、そして風の状況、台風のときのいろいろな水害の状況を確認しながらですね、早目早目の早い対応を心がけて対応していくということにつけるのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今答えていただきました。

本当に何といいますか、今の中で具体的にお答えいただきたいんですが、長寿園にこれだけの人数の方がいて、避難をするということになってくると、なかなか大変だと思うんです。タイムラインという言葉も出ておりましたけれども、具体的にはこの方たちをどう早期に対応して、移動・避難する車両とかいろんなものも含めて対策を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）実際のなるべく具体的な内容ということでございます。

防災訓練等でもですね、そこが所属する町内会の方にもご協力をいただきながら防災訓練も実施した経過もあると理解してございます。早期の段階ではバス等をお願いしながら移動を進めるということになるかと思えます。高齢者でございます。介護の必要な方ということの認識でございますので、場所としましては、1階ではない役場庁舎の例えばここ、3階の議場ですとかのところを検討したいと思います。降雨の状況であれば、1階の町民センター等にですね、例えば避難をした際に、さらに雨が降るという状況も当然考えられるかと思えますので、その際に再度移動ができるのかという形になりますと、なかなか難しいと思えますので、なるべく高い階のところや高い場所の避難所が検討されるのかというふうには考えておりますけれども、具体的に「ここへ」というところについては現段階では決めてはいない状況でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今、回答いただきましてありがとうございます。

ただ、今お聞きしておりますと、町内会の協力でありますとか、バスの使用とかというのがありますけれども、実際に今、指導されているのは、まず、我が命、そして家族を守るというのが第1条件であります。そうなってきた場合に、なかなか町内会は、避難訓練では協力を得られるかもしれないですけど、実際にこれが災害となった場合にはどうなのかということをやはり考えます。それと言いますのは、何とか、簡単に言うとゲリラ豪雨というものが来た場合、これはある程度、タイムラインに乗った形の普

通の災害であれば、いろんな気象情報だとか、いろんなものを聞き、情報を得ながら早期に手を打つということができるとは思いますけれども、ただ、このゲリラ豪雨とかの局所的豪雨が来た場合は、本当に短時間ですから、バスをチャーターしたりだとか、タイムラインを考えてなどというような、そういう状況ではない、すぐにやらなければいけないということも当然出てきます。この中で、ちょっと心配でありましたので、長寿園の状況というものをちょっとお聞きしました。本当に、長寿園の定員50名と、隣にグループホーム9名があります。長寿園の方というのを見ますと8割ちょっとが仁木町内から入所されている方です。年齢構成を見ますと100歳を超えている方も2名います。あとは90代が17名、80代が24名、70代の方が7名というようなことで、50代の方もいますけれどもこの方は障害を持った方でありますので、平均しますと80代・90代がほとんどという状況です。状況的にはベッドで寝たきりというのが中心でありまして、これは介助が必要な方がほとんどであります。また、歩ける方もおりますけれども、これは少数であって、これについてもふらつきがあり、なかなか厳しい状況であります。ほとんど今言いましたように、80代・90代ということを考えますと、この施設からの移動についてはベッドで寝たきりの状況から、車椅子で移動して避難するというので、本当にこれについてもかなりの人数の介助が必要となってくるとというのが現実だと思います。途中で段差もあり、それも考慮してなくてはならない。バスに乗るには特にそうです。健常者と比べると、バス等での避難は現実的ではないということが出てきます。施設でも車を抱えておりますから、この部分で乗せていただいてもというようにしても、本当にこの災害というのは、何時いかなるときに起きるかわからない。昼の勤めている方の人数、そして夜の勤めている方の人数、職員の数もそうです。実際に仁木町内で雇用されている人数と、その他に余市町、古平町、遠い方では小樽市、倶知安町というような方がおります。こういうような方たちを緊急で集めても、皆が同じ状況で、苦しい状況であればこの交通手段をもってしてもなかなか馳せ参じることが出来ないという状況も生まれてきます。この中で今言いましたように、80代・90代の大変な方々、ベッドで寝ている方たちを簡単に背負いながらバスに乗り込むというようなことはなかなか厳しい部分があると思います。ですから、町長が所信表明で言いましたとおり、この頻発する災害に対して町民の皆さまの命と暮らしを守ることができる体制整備というものをやはり早期に進めていただきたいという部分で、今回出てきた防災士の配置でありますとか、防災危機管理マネージャー、管理職員の配置、これが不可欠となってきます。早期に実現されることを願います。人の採用というものについてはなかなか大変な状況でありますし、求人を出したと言ってすぐにそれが埋められるというものではありませんけれども、今後とも、本当に考慮されてこの場で「どうするんだ」ということを言うわけではなくて、今後の中で人材というものを育てながら、そしてまたそういう機運を高めながら、そして、そういう整備体制というものを、町長は今後の中で、町民の命も考えて、政策を考えて、今回の所信表明という形になっておりますので、ぜひとも、この部分で進めていただきたいというのが私の気持ちであります。そういうようなことで、この中でどういうふうに進めていくのか、町長の方から一言お願いしたいと思っております。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 門脇議員がおっしゃりたいことは、重々承知しているんですけども、ちょっと前段が長くて、質問の部分のどこの趣旨を答えれば良いのかというのが、ちょっと悩むところがあるんですけども、要は、実践的な防災訓練、町として今後より効果的なものに合わせて計画を作っていくべきだというご趣旨だと思うんですけども、当然そのとおりだというふうに思っておりますし、今後そういっ

た大規模な、また突発的な災害等の対応に対する町の防災力を高めるためにも、今後実践的な計画を組んで、そのためには専門的な人材を活用して、今後より今まで以上の、さらなるレベルの高い防災計画をこれから講じてまいりたいというふうに思っているところでございますので、その辺の部分のご理解をいただきたいと思うところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）ちょっと私の話が長くなりまして、申し訳ありませんでした。

本当に今、町長が言われた部分が、結論的に私が求めている部分でありますので、どうか、この部分を押し進めていっていただいて、町民の命を本当に守っていただきたいということを思います。大変ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7、一般質問を続けます。一般質問、『町の財政基盤の確保について』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは一般質問をさせていただきます。

町の財政基盤の確保について。

今年度は、佐藤町政第三期目や第6期仁木町総合計画がスタートする、きわめて重要な年であると考えます。第6期総合計画には「持続可能な財政基盤の確立」として、ふるさと納税の強化の他、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどの推進が掲げられており、財源確保は本町にとって今後の大きな課題の一つであると考えられます。そのような中、昨年までふるさと納税が3億円を超える健闘をしている状況ではありますが、現在の財政状況は地方交付税が約18億円と歳入全体の47%程度を占めており、依然として地方交付税に頼らざるをえない状況であると言えます。この状況下で、佐藤町長は今任期中に財源確保の施策として何を考え、具体的に初年度は何をしようと計画しているのか伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の磨議員からの、町の財政基盤の確保についての質問にお答えいたします。

「財源確保の施策として何を考え、具体的に初年度は何をしようと計画しているのか」についてであります。国や北海道の財政が逼迫している中、持続可能な財政基盤を確立するには、議員仰せのとおり、自主財源を確保することが重要なものと認識しております。

私が、町長に就任した平成25年度当時、予算規模は、31億6千万円のうち、地方交付税は19億円で、歳入全体の60%程度を占めておりましたが、ふるさと納税の導入や、国や北海道の補助金の積極的な活用により、本年度の当初予算においては歳入予算の47%程度にまでシェアを低減し、財政調整基金を維持しながら地方創生の推進や行政サービスの充実に努めてまいりました。こういった成果を踏まえ、今後、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展による社会保障関係費の増加とともに、社会インフラや公共施設の老朽化、新規施設の建設への対応など、財政状況はますます厳しくなっていくことが予測されることから、第6期総合計画において、ふるさと納税の強化、企業版ふるさと納税やクラウドファンディ

ングなどによる新たな財源の創出を記載したところであります。私の新たな任期並びに総合計画の初年度目となる本年度でありますが、魅力ある返礼品の開拓や複数のポータルサイトへの掲載等の取組により納税額を伸ばしているふるさと納税につきましては、引き続き、創意工夫の下、不断の取組を行ってまいります。また、令和2年度の税制改正により、大幅な見直しが行われ、納税額の拡大が期待されている「企業版ふるさと納税」の活用におきましても、「地域再生計画」を作成し、令和2年7月に内閣府から承認を得るなど、企業からの寄附を受けるための準備を進めてきたところですので。今後におきましても、寄附を受ける具体の事業を選定した上で、国、北海道、金融機関、民間企業が開催するマッチングイベントへの積極的な参加などを通じて、協賛いただける企業への周知に取り組んでまいります。さらに、クラウドファンディングにつきましても、実施している自治体の事例を検証するなど、導入に向けた調査・研究に着手いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）答弁いただきありがとうございます。

佐藤町政1期目・2期目で地方交付税が歳入全体の60%から47%になったということで、しっかりと成果を上げられていて、3期目でも成果が期待できると強く感じております。その中で今回挙げていただいている企業版ふるさと納税とクラウドファンディングについて質問をさせていただきます。

まず、はじめに企業版ふるさと納税についてですが、今現状でどれぐらいの寄附金額をいただいているんでしょうか。お願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）現在受けている寄附金額については、0円ということになっております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

その0円に対して、金額どうこうとか、その0円に対してというよりもその成果に対して、昨年7月から始まっているわけですがけれども、その成果に対してどのようにお考えになられているのかお聞かせ願えますか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）昨年の7月に企業版ふるさと納税の地方再生計画の方の申請をして、7月に認定をいただいたところでございます。その後についてはですね、具体的なものを決めていかなければならないところなんですけれども、現在は産業拠点施設整備という部分で北海道応援団会議という企業、そして自治体の首長と企業の集まりのサイトの方に掲載をさせてもらっているというところに留まっているところでございます。

まず、取組として受け入れる体制は整えたというところで、止まっている状況と認識しております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今の回答については理解するんですけども、基本的にこの成果に関しては、検証等はされたんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からちょっと関連で答えさせていただきますけれども、今、企画課長がお話したとおり企業版ふるさと納税を受けるための要件としての再生計画を作ってますね、国から認定を受け

たところですが、今後、応援いただける企業と結びつきを築くための取組を進めているというところがございます。やはり企業版ふるさと納税については、今はいろんな市町村が皆さん着目されていて、取組を強化しております、たくさんのライバルの中で、今後、財源を確保していく取組をしなければならないと思っております。ですから、より多くのところで先ほど申しました、町長からも答弁させていただきまされたけれども、国とか道とか金融機関など、多くのマッチングの場が設けられておりますので、そういったところに積極的に参加して、そしてとにかく仁木町の名前を売って計画をPRして財源確保の取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）仰っていることは理解しています。

ただ、検証されたのかと伺った背景なんですけれども、答弁の中でもあったかと思いますが、昨年7月に認定を受けた地方再生計画があるかと思えます。この地方再生計画の中身を確認すると、寄附の目標金額に関しては2億円、これは2020年から2024年までという形で書いてあって、その下に事業の評価の方法という項目がございます。その事業の評価の方法の項目の中に、「外部有識者などを含む検証機関を設置し、毎年度6月に達成度を検証する。検証後、速やかに仁木町公式ウェブサイト上で公表する」というような記載がありましたので、今日、現時点で6月22日ですので、もう検証されたのかと思ってお伺いさせていただいたんですけれども、もしまだであれば、この6月中に達成度を検証すると書いてあったので、それが計画されているのかということも疑問だったんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおり、計画書の中に記載してあるとおりでありまして、そういったことで定めてはいるんですけれども、実際、コロナ禍の状況ということも鑑みながら、イベント等の出展については、リモートということに限定されておまして、具体的な動きも取れないという部分もありましたので、実質的な取組というのはかなり限定的な部分がございますので、実際のスタートについては、今年度からというふうに考えておりますので、実際、今年動いた中で、今年度、令和3年度に動いた中で、次年度、検証しながら方向転換をしながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）コロナ禍という特殊な状況もありますので、なかなか当初計画どおりにはいかないというのも理解するんですけれども、今のお話でいうと、もう昨年度から今年度にかけての約1年間は特に何も施策としては打つことが出来ず、それに対する検証もする必要がないという認識なんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）施策を打っていなかったということではなく、先ほど話したとおりリモートとかのいろんな場で、うちの仁木町のいろんな計画については、かなりの数のアピールをしておりますので、取組は進めているということでもあります。ただ、検証については、コロナ禍で限定的な取組しか出来なかったということで、検証を行ってないというふうに考えていただきたいと思えます。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）取組が出来なかったのは致し方ないところだと思うんですけれども、検証自体はする必要あるのかと思うんですけれども、そこはなぜ検証が必要ないのか、それはもうそもそも取組がなかったので検証する必要がないという認識なのか。すいません、ちょっと私の理解不足で恐縮ですが、もう一

度お聞かせください。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）取組が限定的だったために検証をせずに、その方向で延長して進めていきたいと、1年目、2年目と区切らず、2年目に向けて取組を進めていきたいというふうに考えているというところでもあります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）わかりました。

私の方で、そもそも限定的になってしまった内容、当初の計画がどんなもので、その内容がどんなものだったのかというのを簡潔に説明できるようにであれば教えていただきたいくて、たぶんそこが理解出来ていないので、ちょっと質問が的を射ていないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）計画については相手企業とのやりとりになりますので、何と言うんでしょうか、普通のプランニングについてもがちりしたものではなくて、相手の対応を見ながらいろんな機会を伺いながら対応していくという、要するにケースバイケースの対応になることがあると思います。ですからそういった形で、例えば、先ほど言ったいろんなマッチングのイベント等についても、常にいろんな国とか道のWeb等を見ながら必要であればそういったところに出展をしていくとか、また企業からいろんなご連絡があったときにですね、そのときにいろんな町としてのプランニングをお話しするとか、そういったなるべく受け身にならないで能動的に対応するというようなことで進めてきたところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ちょっと質問を変えさせていただくんですけど、答弁の中で「今後におきましては寄附を受ける具体の事業を選定をした上で」という形で、答弁をいただいているんですけども、その具体の事業を選定の「具体の事業」というのはどういうものになるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）1点はですね、先ほど企画課長のお話のとおり、産業拠点ということで、先の子育てセンターの時にも関連して話しておりますけれども、将来的に地域の、町の産業経済の拠点となる、また、リモートワーク等で新たな働き方につながる、そういった施設の建設のための資金・財源の確保ということを目指すのが1点でございます。

あと、その他についてもなんですけども、例えば色々な事業者、ワイナリー事業者の方を含めて、いろんなご提案をいただいておりますので、そういったものを取りまとめた中で必要なものについて、こういった企業版ふるさと納税を活用して実現に至れるものがあればというふうに考えているところでございますので、今後そういったものを合わせて進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）それでは、その上で、2024年までに2億円という寄附目安という形で記載がありますが、昨年から今年にかけて0円だったというところですけども、それは市場の状況とかもいろいろあるかと思いますが、来年度というか来年の6月におそらくまた検証をし直すのではないかと思うんですけども、それまでの目標というか、具体的にどれぐらいを目標として、目安として進めていくのか、その辺りの目安を教えてください。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）具体的な数値の目標はございませんけれども、全般的には2億円程度あれば当初計画した施設の方に結び付くのかなという思いがあるので、計画的には2億円という部分を入れていますが、具体的にそれを、当然これは相手がある話でございますので、それに向けて努力をしていくということでもあります。その中で、いろんな作戦を立てた中で進めなければならないと思っておりますので、当然、検証をしながら、やり方をいろいろ変えながら取組を進めていくということになると思えます。ですから具体的な数値目標は設定しておりません。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ぜひちょっとお伺いしたいんですけれども、具体的な目標設定を立てずに検証をどうやってするのかというのがちょっと疑問で、基本的にはゴール設定があって、そのゴールに対して足りない部分があったから反省点が出てきて、それを検証して、それに対する課題解決というのをしていくのかなと思うんですけれども、その具体的な目標を立てないで進めることで、どのように検証されるつもりなのか。結果、4年後「目安にいなかったよね、でもそれは努力したけど駄目だったよね」で済まされるものなのか。目安に対してこういうことをやってきて、こういうことをやったんだけど、結果行かなかったのか、全然やってこなかったことなのか、結果は違うものだと思うんですけれども、その辺りぜひ教えてください。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）企業版ふるさと納税については、あくまでもその企業の社会貢献といえますか、そういった思いで、仁木町という地域において、地方創生に役立ててもらうために寄附をしていただけるという制度だと思います。ですから、それだけに地域の思いとか、そういったものを伝えていくというのが大事になると思えますので、そういった努力をしながらだと思います。ということは、逆に言うと、当然、企業さんと連携する中で、ある程度柔軟な対応も必要になってくるかと思えます。ですから、何か財源について、がちとこちらの思いだけではなくて、あくまでも柔軟なやり取りをしながらですね、やっていくということが大事だと思いますので、そういったことで、まず1点目は理解していただきたいと思えます。ですから、決して2億円ありきということではなくて、それに向かって努力をするということが大事ではないかなと思っております。ですからあくまでもふるさと納税というのは、補助金とかそういったものと全く違う趣旨だと思います。仁木町を理解していただいて、仁木町の取組に対して、その企業さんとの社会貢献の一致性といえますか、ベクトルが合うかどうかということの説明しながら進めていくといった事業だと思いますので、そういった方向に努力をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）林副町長の仰っていることは十分理解するところではあるんですけれども、ただ、今のお話で言うと佐藤町長が第3期目として財源の確保の具体的な施策の中で上げられているものとしては、正直、期待出来ないというか、結果ありきのものになっていて、なかなか財政基盤の確保という私の質問の回答にはならないのかなと、ちょっと今の林副町長の回答を伺う限りだと、思ってしまうんです。私が言いたいのは、財源の確保であれば、ある一定の目標というよりは、あくまでも目安ですよ。別にそれを達成出来たか、達成出来ないかというのは、正直別に林副町長仰るとおり、町の思いだとか、そこに共

感してくれる企業様がいてというところなので分かるんですけども、ただ、目安がない中で、幾らというかどれぐらい寄附をいただきたいのか、それに対して一企業当たりどれぐらいの寄附金額を見込めるのか、想定をするのか、それに対して企業数が出てきたとしたら、その企業数に対するアプローチはどういう、何イベントぐらいのアプローチをしなければいけないとかという、いわゆる数値目標だとか、数値の過程というのが出てくると思うんですけども、もちろんこれはすごく簡単な例をお話しさせていただいているので、こんな簡単にはいかないのも理解しますけれども、やはりそういうところがないとなかなか財源の確保の具体的な施策というところまでは、いかないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）おっしゃるとおり、そういうロジックですれば極めて簡単だと思います。

ただ、先ほどお話したとおり、相手がある話であるということと、それから物を売るのではなくて、うちの思いと言いますか、町の発展なり地方の創生を理解していただいて応援をしていただくという、そういった事業であります。やはりそういった思いが、企業の社会貢献とうまく結び付けるというのが大事だと思いますので、そういった取組をやるということが大事だと思います。

それで、決して佐藤町長が今期進める所信表明の中で、今回これを述べさせていただいた部分でございますけれども、決してやみくもにやっているわけではなくて、先ほど話したように柔軟に対応していくことが大事だと思っております。

これはちょっと話が横道にそれますけれども、ふるさと納税も含めて、やはりある意味柔軟にうちの町については、ケースバイケースでやってきて、その上で良い結果に結び付いたということも、今までもありますので、この企業版のふるさと納税につきましても、いろんな企業さんとですね、うちの思いを発信させていただきながらうまく結び付けるように、たくさんのそういった機会をなるべく作って、そして良い結果が得られるように、そういった努力をしていくというのが大事ではないかなと思っております。

システムチックにですね、磨議員がおっしゃるような形で進めれば、極めて簡単なものだと思うんですけど、これについてはやはりそういった思いというか、企業の社会貢献、それから、うちの町の思いという部分の結び付きだというふうに思っておりますので、その辺柔軟な対応が必要だということを考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）昨年からの続いて、なかなか具体的な施策というの、打てるところが少なかったという話で、今年は検証に足る材料がなかったのかなという認識はしますし、理解もしますけれども、今年1年やって、また来年、おそらく毎年度6月には検証されるということなので、来年度また改めて伺いたいと思っています。

また、ちょっと別の質問なんですけれども、クラウドファンディングについてなんですけれども、クラウドファンディング自体はもちろん理解しているんですけども、具体的にちょっとこの、町の方で行うクラウドファンディングというのが、今イメージ出来ないの、このあたりを具体的にどういうものなのか教えていただけますか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町が行うクラウドファンディングということでございますけれども、クラウドフ

ファンディングはインターネットを介して不特定多数の人々から資金を募る手法ということで、ふるさと納税とクラウドファンディングはその点は同様なものでございまして、具体的な、ふるさと納税もそうですが、クラウドファンディングについては、通常の企業版ふるさと納税と同じように寄附金控除が受けられるものでございまして、更に違う部分といたしましては、寄附金の用途をより明確にした上で、寄附の受入れ目標額と一定の募集期間を定めるというところで特徴があるということで、クラウドファンディング型ふるさと納税と言われているものでございまして、ちょっとうまく説明出来ていないのかもしれませんが、特徴としてはより具体的なものを設定し、期限も設定しながら、そちらの方については募集をしたものについては実施をしていくもの、確実にその後、集まろうと集まらなくても実施していくものということで押さえております。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）クラウドファンディングの説明をいただきありがとうございます。

その上で、答弁の中にもクラウドファンディングにつきましては、実施している自治体の事例を検証するなど導入に向けて調査・研究に着手しますとあるんですけれども、それは具体的に仁木町としてはどうしているのか、具体的な施策、言ってしまうと、「クラウドファンディング 仁木町」で検索したときにどういう事業で出てくるのかというのを、まだ、検証段階というのは理解しますが、どういうことを想定されているのか、ぜひ伺いたいです。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治）今はあくまでも、他の自治体の方で活用している事例を参考にしながら、施策に結び付けられると思っておりますけれども、当然、前段の町長からご答弁申し上げたとおり、財政状況が厳しい中で、町単独のいろんな支援が出来なくなっているということも想定されます。そういったことから、やはり住みよい町、仁木町に住んでいただける上で必要な施策を、今後も取り組んでいかなければならないと考えておりますので、それにつながるような部分に活用できればというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）おそらく具体的にまだ決められていないということが回答なのかなと思うんですけれども、これはいつぐらいに始められる予定なんですか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治）事案の調査については、今年度から当然進めていきたいということで、答弁申し上げたとおりですけれども、ただその中で、やはりこれも極めていろんなところが今、クラウドファンディングに手を挙げている中で、かなり魅力的なものにしなければ集められないと思いますので、かなりその辺はですね、ちょっと具体的に結び付く部分については、もう少しお時間をいただきながらですね、やっていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）時間がかかるのは理解するんですけれども、それも何もなくて進めていくんでしょうか。

例えば、計画といいますか、それはどういうタイミングですか。

すいません。ちょっと質問すら出来なくなってきたんですけれど。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長(林 幸治) この財源確保についてなんですけれども、先ほど話したとおり、うちの町でいろんな努力をした中で、今非常に地方交付税の依存率自体も下がってきているという部分がございます。

その中で、新たな取組としてこういったものを進めていきたいと思っております。ですからこれは本当に仁木版でいろんな工夫をしながら今後進めていかなければならない。要するにこの4年間1年間だけではなくて、今後10年、20年後の仁木町に向けての財源の一つの試金石だというふうに思っております。ですから、そうなるやはり時間がかかる部分もあるだろうし、もしくは、すぐさま実現する部分もあると思います。ただ、取りあえず一つのチャレンジとして職員がこうやって今回チャレンジとしてこれを上げるということで町長も所信の中で述べていただいたんですけれども、ですから今までやったことがない上で、ある意味チャレンジとしてやっているということで、そういった思いは理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長(横関一雄) 磨議員。

○1番(磨 直之) その辺りは理解するんですけれども、正直、今の答弁、回答を聞く中でいうと、あまりやはり具体的なイメージが出来ないというか、どういう形で進んでいくのかイメージ出来なくて、というのがやはり期限というか、何か目安みたいなものがない中で、何か、「気持ち・夢を持って実現していきます」みたいに言っているように感じられて、それであれば、例えば「月に1回必ずチームを組んで検証会議をして形を作っています」とかというのであれば、まだ、理解するところなんですけれども、ちょっとどういう形で進めてというのが見えないというのが一つと、やはり今のお話で言うと、もちろん良い物を作らなければいけない、そしてそれをオープンにしていけないと、結局、寄附金が集まらないという形になるのは理解するんですけれども、それが良いもの出来ないね、出来ないね、出来ないねと言って10年経ちました、次回の第7期総合計画作りましょうにもなりかねないのかと思うので、やはりその辺りの期限というところを設けない理由もよくわからないですし、少なくともいつぐらいには始めたいというのもないと、どうやって計画とかを作っていくのかなというのが、わからないんですけれども。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) 一つは先ほど事例としてお話しされたように、当然、事務方として、この事業をやっていく上で、既にいろんな打合せをしながら進めていく、そういった手順を踏んでいくというのは当然であります。何もしないで、ただ10年待つということではなくて当然いろんなことをやりながらやっていくということをまず一つ前提として考えていただきたいと思います。以上です。

当然日々いろんな取組をしながら、やはり打合せもしながら、また、いろんな情報を取りながら最善を尽くしながらやっていくというのは、これは当たり前のご話でございまして、それは当然進めてまいりますので、ちょっとその辺は誤解がないようにご理解していただきたいと思います。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) ちょっとあまり議論がかみ合わない部分があるんですけれども、そこはやはり基本的にクラウドファンディングや企業版ふるさと納税を目的だというふうに捉えているのではないかと僕は思うんですよ。磨議員は。

これはあくまでも手段であって、目的というのは何かをするためにこれを使うのであって、その目的は今の段階ではまだ計画段階ではないんですけれども、これから目的を設定して、そのための受皿として、こういった企業版ふるさと納税やクラウドファンディングで受皿を作って企業からの支援を受けて、少しで

も町の財源、負担を減らすことの一つの手法として今回準備しているわけであって、今の段階で検証していないのは、まだ事業計画もないのに検証できるわけではないので、これからある程度事業として確立したときに、そのための手法として、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを活用して、もし、良いマッチングがなかったとしても、ではなぜマッチング出来なかったのかとか、なぜ出来ないのかというような検証しながら、目的実現に向けて、これから計画を進めていくということを我々はこれから進めていきたいというふうに思っていますので、その辺の部分は理解していただければと思います。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 一応その辺りは理解してるつもりではあったんですけども。なので、私が理解出来ていないところで言うと、佐藤町政が第3期を迎えるに当たって、初めて当選しているわけではなくて、やはり1期目・2期目があって3期目があるので、これまでの継続的なものもあるかと思います。その上で、佐藤町長に関しては第2期の時点で第6期総合計画も立てられていて、もちろん第6期総合計画はいつから始まるのかという、今期からではあるかとは思いますが、ただそれをやるに当たっても、ある一定の構想だとかはあるのかなとは思っていたので、今回質問をさせていただいていますが、今のお話の中で言うと、これから考えられていくところ、事業としてやっていくところってということなので、ではその事業としてやっていくのがいつぐらいになるんだろうというのが見えないんですね。やはり、いつまでにどういうことをやるのかだとか、どういう目標を立てて検証していくのかだったりっていうのがなかなか見えづらくて、なので、その辺りをぜひ聞きたかったんですけども、その辺りを聞きたいです。

○議長（横関一雄） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） そもそも8年前、私が就任したときに立てた目的、目標というのはですね、何かを作るとか何かをこうするとかということではなくてですね、町の自立化を図るために何が出来るのかということで、いろいろ努力をしていこうということで、これまで事業展開をしてきたところであります。その中で先ほど答弁にあったように、今まで交付税が60%で頼っていたのが47%に減った。これは一概に予算が増えたにも関わらず、交付税が減って自立してきた一つの証拠だというふうに思っています。こういった形を今後継続させて、町がさらに自立できるような仕組み作りをどうしていかなければいけないのかということが、これまでもずっと2期目、3期目と継続していることなんで、磨議員が思い描くような明確な目標というものが、これまでもないですけども、その部分、その内容というか、仕組みづくりを今後どうしたらいいのかという部分で、これまでも継続して取り組んできたところでありますので、そういった部分のご理解していただきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） わかりました。

ただ、やはり佐藤町長が第1期、第2期と、こういう成果を上げられてきて、やはり第3期もすごく成果を期待するところで、たぶん町民の皆さんも期待しているところだと思います。

何でこういう質問をさせていただいたかという、結局、目標だったり検証だったり、期間というもの定めないことで再現性が生まれれないのではないかというふうに考えていて、佐藤町長がもう別にあと何期もずっといるようであれば、今までのスタイルできっと町としては、財政としてもうまくいくのかなと思いますけれども、やはり佐藤町長は自分がたとえいなくなったとしても、仁木町が自立出来て、かつ発展していけるまちづくりというのをされていると思うので、やはりそういう意味では再現性のある仕組

みづくりというのにも必要なのかなと思っていて、今現状が再現性はないよと言っている話ではないんですけども、もっと何か具体的な、別に具体的な目標も要らないんですけども、そういう仕組みづくりというのは、ぜひしていただきたいと思って質問させていただきました。何か、あればぜひ言葉をいただければと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の磨議員のお考えというか、ご指摘を聞いて、私も少しほっとした部分もあるんですけども、何でもかんでも場当たりに計画を進めているのではないということを、少しは理解していただけたらと思います。

それというの、やはり行政の仕組みというのは10年前、30年前、50年前とやはりその社会情勢によって全然変わってくるんです。今求められているものというのは、先ほど磨議員仰られたとおり、検証しながら、次に進めていく、更に進化させていく、これがやはり求められている部分でもありますので、そういった意識付けを今非常に若い職員も多いですけども、そういった部分を含めて育成しながら、将来誰が首長になろうとも、そのシステムの中で自立できるような行政ができるような環境づくりが必要だと思っていますので、それに向けた、今は成長段階というふうに捉えていただければというふうに思います。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ぜひ、楽しみにというか、期待していますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（横関一雄）続いて、『まち全体で子育てを』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）まち全体で子育てを。

子育て支援拠点施設の基本設計が完成し、「みんなのおうち」建設が進む一方で、保育士等の人材不足が深刻です。新しい施設は、学童保育のほか、児童館やママカフェでの子育て相談など、人材確保が鍵となってくると考えます。保育士不足には各自自治体が頭を悩ませており、町独自の施策が必要と考えますが、インターンシップの受け入れはできたのでしょうか。

また、前回の質問以降、ファミリーサポートセンターの計画はどうなっているのでしょうか。もし、具体化するとなれば、子育て支援員の研修を受けなければなりません、専門研修を受けることで、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援員の認定も交付されることにつながります。これは、あくまでもボランティアですが、幅広く人材を確保することができるのでしょうか。そこで、人材確保の点からお聞きします。(1)ファミリーサポートセンター計画の進捗状況は。(2)子育て支援員の研修を町で実施する考えは。(3)保育士のインターンシップ受け入れの進捗状況は。(4)子育て支援に町全体で取り組む必要があると思いますがいかがでしょうか。以上4点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、まち全体で子育てを、の質問にお答えいたします。

1点目の「ファミリーサポートセンター計画の進捗状況は」についてであります、ファミリーサポートセンターは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整等を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する子育て支援事業の一つであります。本町におきましても、社会の第一線で活躍されている女性の割合が高い地域性から、今後必要にな

る仕組みとして、第1期仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子ども・子育て支援の充実プロジェクトの中にファミリーサポートセンターの整備を設定したところですが、にき保育園において、一時預かりや延長保育が実施され、既に気軽に利用できる環境が整っていることや、子どもを預けることができる親戚などが身近にいる子育て世帯が多い状況であり、現時点において、ファミリーサポートセンターの仕組みを介しなくても一時預かりなどの支援が受けられる環境にあることから設置は行っておりません。しかし、町外から新規就農者やワイナリー従事者などが増加している中、本町においても、今後、ファミリーサポートセンターの機能が必要となっていくことも想定されることから、令和5年度からの供用開始に向け準備を進めている（仮称）仁木町子育て支援拠点施設の整備後に改めて、広範な子育て世代からの意見や要望を伺った上で、必要性などを改めて検討してまいります。

2点目の「子育て支援員の研修を町で実施する考えは」について申し上げます。子育て支援員制度は、保育士など子育て人材の不足解消に向け平成27年に創設されたもので、国で定めた研修内容に基づき都道府県や市町村が実施する研修の終了者を「子育て支援員」として認定し、小規模保育所事業やファミリーサポートセンター事業などの保育分野や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業などで、子ども・子育て支援の担い手として従事できる制度です。本町においても、研修を受講し「子育て支援員」としての認定を受けられた方が、放課後児童クラブに勤務され、放課後児童支援員として活躍されています。

現在、本町においては、にき保育園、地域子育て支援拠点おおきな木、仁木町放課後児童クラブを子育ての担い手と位置付け、事業間の連携や支援に努めておりますが、子育て世代の町民の方々からのご意見を伺った上で、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する意欲のある方の掘り起こしなど、子育て支援の在り方について検討し、必要に応じて「子育て支援員」の活用についても総合的に検討してまいります。

3点目の「保育士のインターンシップ受け入れの進捗状況は」につきましては、にき保育園では、専門学校や短期大学など指定保育士養成校の学生が必修科目として履修する「保育実習」の機会を、保育人材の採用に結びつけることを目的として、積極的な受け入れに努めております。特に、仁木町もしくは近隣自治体等の地元出身者が、地域の保育現場を理解され、就職先として選択していただけるよう、にき保育園園長が、地元出身の学生が在籍する指定保育士養成校を訪問し、保育実習やインターンシップを勧奨するなど、地元人材の確保に向け、きめ細やかな対応を行い、その結果、これまでに7名の学生を受け入れ、うち地元出身者2名を保育士として令和2年度に採用しております。

4点目の「子育て支援に町全体で取り組む必要について」につきましては、女性の社会進出が一般化している中において、議員仰せの通り、町全体で子育てに取り組んでいくことが重要なものと認識しております。一方で過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域で育てる子ども」という考え方が次第に失われてきているということが指摘されております。

このことから、地域子育て支援拠点おおきな木や、令和5年度に新たに設置する小型児童館の活動や取組などを積極的に発信し、広範な町民の方々が、子どもの成長を見守り、子どもへの関心を高めていただく機会を創出し、地域の子育て活動への参画等に向けた機運や意識の醸成につなげてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目のファミリーサポートセンターですが、にき保育園で一時預かりや延長保育は気軽に利用できる環境が整っていると言いますが、どのような内容で何人くらいが利用しているのかお聞きいたします。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）にき保育園で行っております一時預かりにつきましては、1歳から就学前の家庭で育児をされておりますお子様を対象としまして、急な用事や就労など、親が子どもを一時的に預けたいときに利用する事業でありまして、月曜から金曜までの7時30分から18時までの1日と7時30分から12時30分までの半日のどちらかでご利用いただけます。実績につきましては、令和元年度につきましては0人、令和2年度につきましては、令和2年の4月から令和3年2月までが0人で、令和3年3月に延べ利用人数ですが、半日利用が3人、1日利用が1人という状況でございます。

また、延長保育につきましては、入園児童を対象としまして、保護者の仕事や用事などでお迎えが遅れるような場合などに、月曜から金曜までの各日18時01分から19時までの間ご利用いただいております。実績につきましては、これは一月当たりの延べ利用人数の平均人数でございますが、令和元年度につきましては、一月あたり平均5.8人、令和2年度につきましては一月あたり5.2人という実績でございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）子どもを預ける親戚や友人がいるから大丈夫と思っていても、毎日毎日預けるわけにはいかないし、都会のように会社勤めで残業が入るわけでもありませんけれど、農業従事者にとっても明るいうちは働きたい、区切りの良いところで仕事を終わりたいと思うと、どうしても女性にしわ寄せが来てしまいます。ちょうどご飯支度とか、やはり保育所に迎えに行くと時間が取られて延長保育でも、平均5～6人ぐらいですけれども、やはり女性の方にこういうことはつながってくるのかなというふうに思います。今の若い人は男女も関係なく保育園の送り迎えや食事づくりをしているのかもしれませんが、新規就農者の中には、田舎で自分の作った野菜で、子どもに安全な食事を提供したかったのに、結局インスタントラーメンしかあげられなかったと嘆いていた人もいました。今は雨の日だってビニールハウスで仕事をしなければなりません。これはオーバーな言い方で表していますがけれども、それほど農業は大変なこともあるということです。ぜひ、改めてこのファミリーサポートのアンケート調査を行っていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）ファミリーサポートセンターの事業のアンケートにつきましては、過去におきまして、平成29年度に実施してございます。

その際に行った回答といたしましては、提供会員、依頼会員それぞれ20数名の方が「なる」という回答をいただいている他に、なりたいと回答した場合にお答えくださいという設問に対しては、子どもが病気の際の預かりが1番件数としては多く10件、早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かりが2番目に多い状況となっております。逆になりたくないという回答した場合同じくしましては、家族・親戚に預けられるからというのが1番多く、2番目としましては、資格のない、知らない人に預けるのは不安であるとか、子どもの世話は自分がしたいからというような意見がございました。ただ、ファミリーサポート事業の必要性については一定程度の理解を示しておりまして、ニーズも一定程度あるのかと思います。ただ、一方で資

格のない方に預けたくないですとか、自宅に預けるのは嫌だとか、そういったちょっとマイナス的な答えもあるものですから、今後さらにもう少し詳細なニーズが、今後また更に必要かと思しますので、その辺は窓口にお越しになった児童手当の手続等で、お見えになったときに困り事をちょっと聞いたりとか、そういった細かいところから改めて、ちょっとアンケート調査を大々的にやるというのは今のところ予定はありませんけれども、日常の窓口業務の中で、聞ける範囲で聞くことは可能でございますので、そういったところでニーズを把握していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）2点目ですが、その資格のない方に預けたくないという方たちのために、やはりファミリーサポートセンターをつくるに当たって、その担い手に手を挙げた方々に研修制度をさせてあげたかったのですが、仁木町において研修を受け入れられた方は今まではどこで受講していたんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）これまで、子育て支援員の研修につきましては、放課後児童クラブに勤務している方が、北海道が主催する子育て支援員の研修をこれまで受けてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今、おおきな木はコロナ緊急事態措置を除いても、ほとんど保育士さんがいないということで、週に2日ぐらいしかやっていなかったんですけれども、この支援員の研修を受けて、子育て支援員になれば、担い手として役に立つのではないかと思います。仁木町においてこの研修会を実施するという事は出来ないのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）まず子育て支援員の研修でございますけれども、そもそも子育て支援員につきましては、国で定めました基本研修及び専門研修を修了することが求められております。子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術を習得することが可能となりまして、研修内容につきましては、各事業等に共通する基本研修と、それぞれの事業の特性に応じた専門的内容を学ぶ専門研修の二つを受けることが必要とされてございます。研修を受けられた研修修了者につきましては、子育て支援員として研修の実施主体が認定するという事で、これにつきましては国家資格ではありませんで、あくまでも民間の資格になってございます。

現在、国の方でも子育て支援員の研修ということで、基本研修の時間とか専門研修等の時間を定めております。北海道におきましては、基本研修につきましては各コース共通なんですけど、専門研修につきましては、現在、北海道の方では8コースを実施しております。そのコースも、一時預かり事業とか、ファミリーサポートセンター、放課後児童コース、社会的養護コースというふうにそれぞれ事業を指定している状況でございます。ですので、放課後児童コースを受けた方が、例えばおおきな木の支援員になるということも、ちょっと現実的に難しいのかなということになってございます。

ちなみに、地域子育て支援拠点事業おおきな木の資格で必要なコースですが、基本研修と専門研修合わせまして、2日間の日程で、14科目14時間の講習となっております。

先ほど上村議員、仰せのとおり、おおきな木の方で、子育て支援員の研修を受けた方を、例えば支援員にどうでしょうかという話なんですけれども、実際問題として、今町の事業として、よいち福祉会の方に事業としてお願いしている部分がございます。ですので、実際問題はにき保育園が雇用している職員であ

れば可能なんでしょうけれども、単純に町民の方が子育て支援員を受けました、おおきな木で働きますというのは現実的にはちょっと難しいかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）直接そこで働くということではないんですけれども、これから児童館とか仁木町でそういう拠点を作っていくに当たって、やはり町民の方々がそういう支援員の資格があれば、いろいろ皆さんで助け合っていけるのではないかなというふうに思ったものですから、お聞きしているんですけれども、子育て支援員研修というのは、市町村が主体で、市町村の意向により開校が可能になるというふうに聞いたんですよね。費用負担は北海道と市町村が50%ずつで、民間にもこの講習を委託できるということを知ったんですけれども、これは人数制限とかがあって、この研修会というのが開講できるのかわかりますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今回ご質問、通告がございましたので、いろいろ制度について調べさせていただいたんですけれども、確かに自治体でやっていくケースもたくさんございます。それで例えば町内に複数の保育所があって、そこでやはり保育士さんの確保が大変だという町については、そういった保育士さんの雇用を結び付ける形で、行政の方で講習会を開いているというケースもございますし、基本的にやはりそういった人材を確保という観点でやっていると思いますけれども、ただ、うちの町ぐらいの規模でやっているケースはあまり多くないように伺っておりますし、また幸いうちの場合、札幌市なり周辺のところで開催されているということで、行きやすいという環境もございますので、できればそういったところを活用していただいた方が現実的なのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。

3点目ですけれども、インターンシップで7名来て、2名採用出来たということで、本当によかったと思いますけれども、これに関して町として何かお手伝いしたんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）町として特に支援をしているということはありませんが、過去のよいち福祉会の経過によりまして、インターンシップの受け入れに関して、地元の方を取っていただけるような、そういった協議を進めてきたことによって、今回このように地元の出身の方が採用に至ったという経過につながったというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今にき保育園には保育士さんとパートの保育士は、何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）現在、にき保育園の保育士につきましては、常勤職員が11名、短時間職員が5名、合計16名となっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）厚生労働省は、保育士不足ということで、いろんな子育て安心プラン、新子育て安心プランとかを公表していますけれども、やはりなかなかこの保育士さんを増やしていくというのは大変で、常勤保育士さんが確保出来ないなら、少なくともクラスに1人は常勤保育士さんを配置するという原則を

取り払うという規制緩和を実施して今年度から通達を出したようではありますが、やはり、今の保育士体制を維持して、本当に保育士さんが安心して働けるような場をぜひ作ってほしいと思います。

今、新型コロナの感染が拡大する中、保育現場は感染させてはいけない、感染しないようにしなければならないと強い緊張感で日々を送っていると思います。マスク着用、園舎や玩具の消毒、食事中や午睡中の3密回避、保護者への個別対応等々、本当に大変だと思います。今日のラジオでは、幼児や学童保育の子どもたちの怪我がいつも以上に今年度は増えているということを発表していましたけれども、やはりここには保育士さんに過剰に期待があるということにつながっているのではないかなというふうに思います。やはり、通常保育以上の仕事量の増大で、大変な思いをしているかと思いますが、保育士人材確保施策について倶知安町では、倶知安町保育士等奨学金返還支援事業と倶知安町保育人材確保一時金交付事業を実施したと聞いていますし、コロナ禍の中、保育士さんに5万円の支援金を配布したところも多数あります。仁木町ではそういう保育士さんに対して何か施策を考えましたでしょうか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 上村議員のご指摘のとおり、今現在の保育環境が非常に厳しい状況にあるということは我々も認識しております。実際問題として、銀山の保育士、保育所の部分で人材確保という部分では、非常に苦勞されていて処遇を改善しなければ、なかなか継続して働くことが出来ないという部分で、以前見直しに至った経緯もあります。

ただ、銀山だけではなく全般的に、そういった保育士の働く環境の見直しというのもですね、これから考えていかなければならない時代に来ているというふうに思っていますので、その時代に即した、実態に即した形でこれから町としても前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) この倶知安町の奨学金返還支援事業では、今年の第1回目の申請受付である4月1日から4月30日の間に保育士さん4名、町立認定こども園の保育教諭が4名、計8名の方から助成金の交付申請があったと聞きます。計126万6000円の助成金の交付を決定して、10月には第2回目の申請受付もする予定だというふうに聞いています。やはり、奨学金返還支援事業というのは、本当に若い方にとっては切実な問題であるというふうに思いますし、倶知安町保育人材確保一時金交付事業というの、倶知安町の町内の保育所や認定こども園、放課後児童クラブからもたくさんのお一時金の対象者が、申請をしているということで、好評を得ているようですので、ぜひ、こういう保育士さんのこれからの労働条件もあるかと思いますが、町としても、やはり何らかの支援策を求めて、町長も今考えてくれるということをお願いしておりましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(横関一雄) 以上で一般質問を終わります。

日程第8 議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄) 日程第8、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第1号でございます。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)。令

和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9375万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1773万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、仁木町長佐藤聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額9375万6000円を追加し、補正後の合計を39億1773万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして歳出合計額に補正額9375万6000円を追加し、補正後の合計を39億1773万5000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳は、国・道支出金は6636万円の増、その他が1644万8000円の増、一般財源が1094万8000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、6531万5000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金につきましては104万5000円の追加でございます。

9ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、財源調整のため1347万円を減額し、政策予算はふるさと振興基金を活用し、1641万2000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。20款、1項、繰越金につきましては、前年度の繰越金確定により2441万8000円の追加でございます。

11ページ、21款、諸収入、5項、雑入につきましては、光ケーブル移設に伴う北後志消防組合負担分3万6000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては、共済費1万1000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては3748万円の追加で、人事異動に伴う人件費の増減、15ページ下段、新型コロナウイルス検査が必要と判断した職員の検査料の追加、16ページをご覧ください。2目、交通安全推進費は交通安全灯の修繕費の追加、5目、企画費は地域力創造アドバイザー招聘事業や、地域おこし協力隊1名増による追加、空き家活用のための調査費等の追加、17ページ、14節、工事請負費は、光ケーブルの移設工事費の追加、18節、負担金補助及び交付金は、ワーケーション実施者に対する補助、定住促進住宅補助の追加でございます。

18ページをお開き願います。2項、徴税費につきましては370万3000円の減額、19ページ、3項、戸籍住民登録費は3000円の追加で、いずれも人事異動に伴うものでございます。4項、選挙費は新型コロナウイルス対策として、パーティションや記載台等の購入で281万1000円の追加であります。

20ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましては、398万8000円の減額で人事異動に伴う人件費の増減、21ページ上段、ぬくもり灯油助成事業の追加、22ページ、7節、報償費から23ページ、13節、使用料及び賃借料まで、新型コロナウイルスによる敬老会中止に伴う減額で、12節、委託料につきましては、敬老会中止に伴う高齢者への菓子類配布事業の追加でございます。2項、児童福祉費は24ページになりますが、新型コロナウイルスにより失業や収入減少となった低所得子育て世帯に対する給付金事業で385万8000円の追加でございます。

25ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては、1236万6000円の追加で、人事異動に伴う人件費の追加。26ページ、インフルエンザワクチン接種委託料と妊産婦健診交通費補助の追加でございます。4目、環境衛生費は、クリーンセンター調整槽の補修、新型コロナウイルスにより中止とした余市川クリーンアップ作戦の減額。5目、上水道費は簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。

27ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては、1146万3000円の追加で、人事異動に伴う人件費の増減、28ページ、3目、農業振興費は、新規就農者に対する果樹ハウス補助金の追加、ヘーゼルナッツの苗木導入に対する補助金等の追加でございます。

29ページ、7目、農用地再編開発事業費は、フルーツパークにきの管理用備品の修繕と宿泊棟へのエアコン購入費の追加でございます。2項、林業費は、冷水峠周辺の笹刈り等の実施に対する町負担金5万3000円の追加でございます。

30ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては、3018万6000円の追加で、人事異動に伴う人件費の増減、31ページ、ワイン事業者への栽培技術講演会やワインツーリズム開催経費等の追加、32ページ、14節、工事請負費は旧野球場でのアウトドアツーリズム実証実験に伴う工事費の追加、18節、負担金及び交付金は、新型コロナウイルス対策として町内事業者へのサーマルカメラ導入費補助、全町民を対象とした1人5000円の商品券配布事業の追加でございます。

34ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費につきましては共済費9万3000円の追加、2項、道路橋りょう費は、共済費及び排水路浚渫作業で7万8000円の追加、4項、住宅費は共済費1万円の追加でございます。

35ページ、9款、1項、消防費につきましては1062万4000円の追加で、新型コロナウイルス対策として保護眼鏡や屋外テント等の購入に対する負担金の増、簡易ベッドの購入及び防災士研修費の追加でございます。

36ページをお開き願います。10款、教育費につきましては758万9000円の減額で、1項、教育総務費から、38ページ、4項、社会福祉費まで、すべて人事異動に伴う人件費の減額でございます。41ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは1点だけお伺いします。

予算書の33ページ。7款、商工費の関係で、18節、負担金補助及び交付金というところの商品券の関係

でお聞きしますが、これは昨年同様、町内の観光農園等の営業支援を行うということで、地域応援商品券を全町民に配布する、5000円分を配布するという事業であります。この事業目的については評価するところではありますが、そろそろもうサクランボ等も、収穫時期に入ります。そこで今後の対応として、商品券の発行時期ですとか、町民への周知についてのスケジュール的なものを教えてほしいんですが。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、商品券の発行時期、こちらの方は今議員の方からもお話があったとおり、サクランボの時期、頭からというのは、ちょっと今からでは無理という部分もあるんですけども、サクランボのある間から始めさせてもらいたいということで、一応7月の中旬ぐらいを目標に準備をこれから進めていきたいというふうに考えているところでございます。また、周知につきましては、町の広報ですとか、ホームページ等でお知らせする。また、商品券を発送する郵送物の中に、どういうところで使えるかというようなものも、一緒にお送りしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）15ページの役務費について、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどの説明では少し理解出来なかったもので、もう一度このウイルス検査料が何だったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）職員の方で、コロナウイルスの検査が必要となった場合に、職員は公務の関係で検査料を町の方で負担して検査を受けさせるというものでございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）そういうルールというか、そういうものなんですね。これって、何人受けられたんですか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）この予算はですね、今補正するものでして、まだ1人も受けておりません。以上です。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）すいません。理解不足でした。

今後、発生する可能性があるんで、この項目があるということですか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）そのとおりでございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）これは何人分なんですか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）10人分でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第2号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。4款. 繰入金を6万円減額、5款. 繰越金を6万円追加し、補正前、補正後の合計額は同額の1億8437万4000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。4款. 繰入金、2項. 基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により、財政調整基金からの繰入金を6万円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款. 1項. 繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により6万円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。3款. 繰入金を71万7000円減額、4款. 繰越金を71万7000円追加し、補正前、補正後の合計額は同額の4億6298万5000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により71万7000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により71万7000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第4号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を1万9000円減額、4款、繰越金を1万9000円追加し、補正前、補正後の合計額は同額の7522万4000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載

せたものがございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款．繰入金、1項．一般会計繰入金につきましても、前年度繰越金の確定により1万9000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款．1項．繰越金につきましても、前年度繰越金の確定により1万9000円を追加するものがございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第12 議案第5号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第6号

仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第8号

学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第15 議案第10号

仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第15、議案第10号『仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について』、以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、一括提案されました議案4件につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第5号でございます。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年仁木町条例第6号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第6号のページをお開き願います。議案第6号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。仁木町固定資産評価審査委員会条例(昭和26年仁木町条例第29号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第8号のページをお開き願います。議案第8号でございます。学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について。学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和31年仁木町条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第10号のページをお開き願います。議案第10号でございます。仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町火入れに関する条例(昭和59年仁木町条例第9号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、議案4件の一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては各担当課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三) 議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、地方公務員法第31条に規定しており、具体の宣誓の方法につきましては、本条例で定めているものでございます。この度の条例は、宣誓を提出する際の対面及び押印の規定を廃止する改正であります。国は新型コロナウイルス感染拡大の防止や働き方改革におけるテレワークなどを想定し、デジタル時代を見据えた行政手続のオンライン化を目指したときに障害となる三つの原則、書面主義、押印原則、対面主義について見直しを進めています。これにより、地方公共団体に対しても国は地方公共団体における押印見直しマニュアル及び条例例、規則例などにおける書面規制、押印・対面規制の見直しについて通知し、見直しを促進していることから改正することとしたものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。職員のサービスの宣誓、第2条第1項については、新たに職員になったもののサービスの宣誓を任命権者などの面前において宣誓書に署名しなければならないものを、宣誓書の提出のみに改めるというものです。別記につきましては、別記様式と改め、氏名の後の印を削るというものです。附則につきましては、施行期日の定めであり、公布の日から施行するものであります。以上、議案第5号についての説明を終わります。

○議長(横関一雄) 和田財政課長。

○財政課長(和田秀文) 議案第6号、仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、議案第5号と同じく、国からの通知によりまして、押印に関わる提出書類の見直しにより改正するものでございます。

それでは改め文の朗読を省略しまして新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前、左側が改正後となっております。第4条第4項を削りまして、第5項、第6項をそれぞれ繰上げ、第8条第5項「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める改正でございます。附則は施行期日の定めであり、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）議案第8号、学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

学校職員のサービスの宣誓につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づき本条例で定めており、町の職員のサービスの宣誓に関する条例を準用しておりますが、議案第5号で説明がありましたとおり、同条例が改正されることから、本条例においても必要な改正を行うものでございます。

内容につきましては改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。左側が新条例、右側が旧条例となり、条文の改正につきましてはアンダーラインを引いている箇所でございます。規定中、条例名を現在の形式に改めたほか、ただし書を町の条例に基づき改めるものでございます。附則は施行期日の定めであり、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）議案第10号、仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

火入れにつきましては、森林法第21条に規定されており、仁木町の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れに関して、本条例で定めているものでございます。この度の条例改正は国からの押印等の見直しの通知により、火入れ許可申請書を提出する際の押印を廃止する改正であります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第2条第1項につきましては、火入れの許可を受けようとする者は、火入れ許可申請書を町長に提出しなければならないとしており、その申請書である別記様式第1号、氏名の後の印を削除するというものでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり公布の日から施行するものであります。以上で議案第10号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第5号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって議案第5号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』を、採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号『学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号『学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号『仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては河井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第7号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、本年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正が行われました。この改正番号利用法により、個人番号カードの発行主体が、地方公共団体情報システム機構であることが明確化されたこと、また、同機構が当該カードの発行に関し手数料を徴収することが出来、その徴収事務について、住所地市町村長に委託することができることとされました。このことから、仁木町手数料条例において徴収根拠としておりました個人番号カードの再交付手数料について、同機構からの委託による徴収へと位置付けが変更となるため、仁木町手数料条例の規定を削除するという改正であります。なお、施行期日以降におきましても、従来どおり、再交付手数料を徴収することにはなりますが、徴収する手数料につきましては、地方自治法第235条の4第2項の規定に基づく歳入歳出外現金として保管し、同機構からの請求に基づき納付する予定とされております。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。右側、旧の欄、別表中の手数料の名称、手数料の額、それぞれの項の最下段のアンダーラインの部分それぞれ削除するというものでございます。附則につきましては、令和3年9月1日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）「日程第17、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議案第9号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について、令和3年3月12日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課より通知があり、令和3年度においても、国が財政支援を行うことが示されたことに伴い、本町におきましても、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱いを行うこととし、国民健康保険税条例について改正する必要性が生じたため、改正を行うものでございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、納期限が設定されている保険税の全部又は一部について減免をするための改正でございます。なお、本件につきましては、令和3年5月18日開催の令和3年度第1回国民健康保険税審議会に諮問し適当と認める答申をいただいております。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、下線を付している部分が改正箇所でございます。附則第14項でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例でございます。「令和元年度分及び令和2年度分の保険税」を「令和3年度分の保険税」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「いる保険税」の次に、「又は令和2年度分保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険税」を加えるというものでございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというものでございます。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後に賦課される国民健康保険税について適用し、令和2年度以前に賦課される国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号

仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第11号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成9年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、可児建設課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第11号、仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正要旨をご説明申し上げます。令和2年3月に所得税法の改正により定義として「ひとり親」が新設され、令和2年12月に公営住宅法施行令も一部改正されたことにより、本町においても仁木町営住宅管理条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、改正前の「寡婦」は夫と離婚・死別をしたものでありますが、改正後の

「ひとり親世帯」は、婚姻歴や性別に関わらず生計を同じとする子を有する者として、優先入居の規定について改正するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例で、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第9条につきましては、入居者の選考について定めているものであり、第5項について改正前の「寡婦」を改正後では「ひとり親世帯」に改めるものであります。附則につきましては、施行期日の定めであり、令和3年7月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第11号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号

仁木町道路線の認定について（第3稲園線）

○議長（横関一雄）日程第19、議案第12号『仁木町道路線の認定について（第3稲園線）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。仁木町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。令和3年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号は162番、路線名は第3稲園線でございます。起点は仁木町東町12丁目69番1地先から終点は仁木町東町12丁目25番1地先となっております。延長は233.18m、幅員は13mと16.5mとなっております。主要な経過地としては、町道稲園線と町道1番線でございます。

詳細につきましては、可児建設課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第12号、仁木町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

路線名、第3稲園線の認定でございます。仁木町道路線を認定しようとする場合は、道路法の規定に基づき議会の議決を経なければなりませんので、今定例会に上程しております。

本路線につきましては、北海道開発局小樽開発建設部が施工する倶知安・余市道路の本線及び、(仮称)

仁木インター区間として町道稲園線が分断されることから、平成29年2月16日付で小樽開発建設部と仁木町で機能補償道路に係る協定書を締結しております。機能補償道路につきましては、現地の状況が確認できるようになったことから、小樽開発建設部より仁木町に引渡しされ、引渡しと同時に道路の機能を保つため、引渡し前に道路認定をするものであり、平成23年度策定の仁木町道路線認定基準を具備しております。路線名につきましては、第3稲園線としております。記といたしまして、左側から整理番号、路線名、起終点、延長、幅員、主要な経過地を記載しており、路線延長233.18m、幅員最小13m・最大16.50mでございます。

次のページをお開き願います。道路認定位置図でございます。認定箇所につきましては赤色で示してございます。

さらに、次のページをお開き願います。詳細図です。赤色丸印の起点、終点と道路用地幅を示しております。起点は町道稲園線、終点は町道1番線でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

現地調査のため、暫時休憩します。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今回の認定路線については、機能補償道路ということで、只今現地を確認し、既に工事も完了しているということでもありますけれども、そこで供用開始の時期、これはいつごろになるのか。供用開始をすると告示にはなりますけれども、町民の方は、告示されてもわからないかと思うんです。それで、その町民への周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問ですが、まず、1点目の供用開始の時期ということですが、今後開発局の方で工事が完成し、準備が整い次第、仁木町の方への引渡しという形になりますが、現在のところ引渡し時期については未定であります。開発局からの道路の引渡しと同時に開発局の工事区間となる稲園線、そちらも仁木町から開発局の方に引渡しという形になるために、今町道認定を先におきまして、引渡しと同時に供用開始という形に移行していきたいというふうに考えております。また、周知の部分につきましては班回覧等にて周知をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町道路線の認定について（第3稲園線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町道路線の認定について（第3稲園線）』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 発委第1号

仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定

○議長（横関一雄）日程第20、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。野崎議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（野崎明廣）それでは規則改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の8ページです。発委第1号、仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定。仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）の一部を改正する規則制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、提出者 仁木町議会運営委員会委員長 野崎明廣。

この度の規則改正に至った経緯でございますが、大きく分けて3点ございます。

1点目につきましては、議員活動と家庭生活との両立をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については医学的な知見を踏まえ母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものでございます。

2点目につきましては、現在、政府において、規制改革実施計画等に基づき、すべての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため、押印の義務付けを見直し、改正するものでございます。

3点目につきましては、この度の改正に合わせ、現行の仁木町議会会議規則を、全国町村議会議長会で作成している標準議会会議規則に準じ、文言等の整備を行うものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。

別冊議案書、11ページの新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行規則、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。はじめに目次、第12章 規律、「第107条」を「第108条」へ1条繰下げます。以下、第19章 補則、第127条までそれぞれ条の繰下げを行うものであります。

次に、第2条 欠席の届出につきましては、先ほど説明したとおり、第1項で男女の議員が活躍しやすい環境整備のため欠席事由を整備するものであります。また、第2項では、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。続いて、第13条 議案の提出から、新旧対照表の4ページ上段の、第86条 簡易表決までにつきましては、すべて標準議会規則に合わせ、文言の整理を行うものであります。続いて、第88条 請願書の記載事項等につきましては、先ほど、2点目に説明した押印の義務付けの見直しでございます。続いて、第89条 請願の紹介の取消しから、新旧対照表の5ページ、中段の第105条 禁煙までにつきましては、すべて標準議会規則に合わせ、文言の整理を行うものであります。続いて、第107条

許可のない登壇の禁止につきましては、標準会議規則に合わせ、第106条の次に、次の1条を加えるものがあります。「第107条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。」なお、これによって改正前の第107条以降、1条ずつ条が繰り下がることとなります。

続いて、新旧対照表6ページをお開き願います。下段の第122条 参考人、第3項につきましては条の繰り下げによる対象条項の修正でございます。続いて、第123条 会議録の記載事項につきましては、標準会議規則に合わせ、文言の整理を行うものであります。

続いて、新旧対照表7ページをお開き願います。第124条 会議録署名議員から、第127条 会議規則の疑義につきましては、条の繰下げでございます。附則は施行期日の定めであり、この規則は公布の日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 発委第2号

仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定

○議長（横関一雄）日程第21、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。野崎議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（野崎明廣）それでは、条例改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の18ページです。発委第2号、仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定。仁木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年条例第11号）の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、提出者 仁木町議会運営委員会委員長 野崎明廣。

この度の条例改正に至った経緯でございますが、1点目につきましては、先ほどの発委第1号で可決されました仁木町議会会議規則の改正により、条の繰下げが発生したため、対象条項の修正を行うものであ

ります。

2点目として、現行条例については、会議等における長期欠席事由の適用除外に、出産及び感染症患者等の規定がなされていないことから、昨今の時代背景を考慮した上で当該基準を明記する必要があると判断し、今回の改正に合わせ追加するものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

別冊議案書20ページの新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行条例、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第2条 用語の定義、第1項第1号中、「第124条」を「第125条」に改めるものであります。次に、第7条 適用除外についてですが、第1項第1号の次に、次の2号を加えるものであります。「第2号議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書きを除く。）に規定する期間とする。）の場合」、「第3号感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に係る法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合」なお、これにより同条同項第2号は第4号に繰り下がります。附則は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時08分

再 開 午後 4時12分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第22 選挙第1号

仁木町選挙管理委員の選挙

○議長（横関一雄）日程第22、選挙第1号『仁木町選挙管理委員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員は、令和3年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第1項の規

定により委員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員には、芳岡 廣さん、新藤 勲さん、菅 毅さん、本間美津雄さん、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました方を仁木町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、芳岡 廣さん、新藤 勲さん、菅 毅さん、本間美津雄さん、以上の方が仁木町選挙管理委員に当選されました。

日程第23 選挙第2号

仁木町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（横関一雄）日程第23、選挙第2号『仁木町選挙管理委員補充員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員補充員は、令和3年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第2項の規定により補充員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員補充員には、第1順位・兼重隆幸さん、第2順位・滝上 馨さん、第3順位・中村弥生さん、第4順位・山本幸子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました方を仁木町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、第1順位・兼重隆幸さん、第2順位・滝上 馨さん、第3順位・中村弥生さん、第4順位・山本幸子さん、以上の方が順序のとおり仁木町選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第24 意見案第4号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第4号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の23ページです。意見案第4号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、木村章生議員です。

意見書の内容につきましては24ページに記載のとおりであります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第5号

保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第25、意見案第5号『保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の25ページです。意見案第5号、保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、嶋田 茂議員です。

意見書の内容につきましては26ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、

閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時23分

再 開 午後 4時23分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年第2回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問の中におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、今月頭に北海道の方から、昨年実施されました国勢調査の速報値が発表され、北海道の人口は、前回調査した平成27年の結果と比較し15万人あまり減少したとの報告がありました。後志管内の人口減も歯止めがかからず100年前の調査以来、初の20万人割れとなり、人口減少の深刻さが浮き彫りとなる実態となりました。一方でリゾート産業を抱える自治体においては増加傾向にあり、観光産業を担う人材が移住していることが人口増につながっているものと考えられているところであります。地方創生の取組が叫ばれてから数年が経過し、本町におきましても、人口減に歯止めをかけるべく目標値を定め、施策を行っているところであります。地域力のバロメーターが必ずしも人口の数に比例するとは限らないとの見方もあります。地方が都市部と同じような公共的機能を有することはそもそも困難であり、そこを目指すのではなく、都市部にはない地域の魅力を高めるために、各自治体はこれまで地方創生という枠組みの中で試行錯誤してまいりましたが、昨今の社会情勢の影響もさることながら、将来の経済動向を鑑みますと先駆的な取組を推進することに対しての壁の厚さを地方創生の取組の中で感じてきたのが、多くの自治体の実情であると感じます。ただ、動きを止めるということではなく、新たな可能性に向けて現時点から動き出すことは重要であり、例えば現在本町も全地域にわたり光ファイバー網を整備しているところであります。このことにより、これまで出来なかったことが可能になり、近い将来、行政サービスの充実化・効率化につながる機会になることも大いに有り得ることです。産業・福祉・教育・その他の分野におきましても、ITと知恵を駆使して、本町独自の仕組みづくりに向けて、町民はもちろんのこと、専門的人材や機関を通じて、本町の可能性を広げてまいりたいと考えておりますので、今後の取組に対してご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、例年でありまして、これから町内でのイベントが開催される時期に入りますが、今年もそれが

叶わず、コロナ禍で季節感が失われていく中ではありますが、次第に暑い季節に入りますので、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第2回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時27分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和3年6月22日～6月22日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後4時27分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和2年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	R3.6.22	原案可決
議案第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R3.6.22	原案可決
議案第2号	令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	R3.6.22	原案可決
議案第3号	令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R3.6.22	原案可決
議案第4号	令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R3.6.22	原案可決
議案第5号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第6号	仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第7号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第8号	学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第9号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第10号	仁木町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第11号	仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	R3.6.22	原案可決
議案第12号	仁木町道路線の認定について（第3 稲園線）	R3.6.22	原案可決
発委第1号	仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定	R3.6.22	原案可決
発委第2号	仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定	R3.6.22	原案可決
選挙第1号	仁木町選挙管理委員の選挙	R3.6.22	当 選
選挙第2号	仁木町選挙管理委員補充員の選挙	R3.6.22	当 選
意見案第4号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	R3.6.22	原案可決
意見案第5号	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書	R3.6.22	原案可決